

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月7日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
平成31年度村長所信表明	9
諮問第1号の上程、説明	16
同意第1号の上程、説明	16
議案第1号の上程、説明	17
議案第2号の上程、説明	17
議案第3号の上程、説明	18
議案第4号の上程、説明	20
議案第5号の上程、説明	20
議案第6号の上程、説明	21
議案第7号の上程、説明	21
議案第8号の上程、説明	22
議案第9号の上程、説明	24
議案第10号の上程、説明	25
議案第11号の上程、説明	26
議案第12号の上程、説明	27
議案第13号の上程、説明	28
報告第1号の上程、報告	29
報告第2号の上程、報告	30
報告第3号の上程、報告	30
散会の宣告	30

第 2 号 (3月12日)

開議、散会の日時	31
出席議員	31
欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	31
事務局出席者	31
議事日程	32
開議の宣告	33
一般質問	33
仲井間 宗 利 議員	33
大 山 美佐子 議員	35
友 寄 景 善 議員	38
宮 城 良 治 議員	42
大 城 佐 一 議員	44
宮 城 貢 議員	46
安 里 重 和 議員	51
吉 浜 覚 議員	54
大 城 邦 彦 議員	66
散会の宣告	67

第 3 号 (3月13日)

開議、散会の日時	69
出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	69
事務局出席者	69
議事日程	70
開議の宣告	71
報告第3号専決処分の報告訂正の件	71
諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	71
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	72
議案第1号の質疑、委員会付託	73
議案第2号の質疑、委員会付託	73
議案第3号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	73
議案第4号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	74
議案第5号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	74
議案第6号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第7号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75

議案第 8 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第 9 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	76
議案第 10 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	77
議案第 11 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	77
議案第 12 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	78
議案第 13 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	78
諸般の報告	79
散会の宣告	79

第 4 号 (3月15日)

開議、散会の日時	81
出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	81
事務局出席者	81
議事日程	82
開議の宣告	83
議案第 3 号～議案第 7 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	83
散会の宣告	86

第 5 号 (3月22日)

開議、閉会の日時	87
出席議員	87
欠席議員	87
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	87
事務局出席者	87
議事日程	88
開議の宣告	90
議案第 1 号及び議案第 2 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	90
議案第 8 号～議案第 13 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	92
委員会の閉会中の継続審査の件	95
陳情第 1 号、陳情第 2 号、陳情第 4 号及び陳情第 5 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	96
意見案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	99
意見案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	100
意見案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	102
意見案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	103
意見案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	105

議員派遣の件	108
閉会の宣告	109
署名議員	110

平成31年第1回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成31年3月7日
会期16日間
閉会 平成31年3月22日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月7日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・平成31年度村長所信表明・議案提案説明・報告3件
3月8日	金	休 会		議案検討
3月9日	土	休 会		(中学校卒業式)
3月10日	日	休 会		
3月11日	月	休 会		議案検討
3月12日	火	本会議	午前10時	一般質問
3月13日	水	本会議	午前10時	諮問第1号質疑、委員会付託省略(即決) 同意第1号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第1号及び第2号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第3号～第13号質疑、予算審査特別委員会付託
3月14日	木	休 会		(小学校卒業式)
3月15日	金	委員会	午前10時	議案第3号～第7号予算審査特別委員会 (説明～採決)(補正予算)
		本会議	午後3時	議案第3号～第7号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決(補正予算)
3月16日	土	休 会		
3月17日	日	休 会		
3月18日	月	委員会	午前10時	議案第1号及び第2号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	陳情第1号、第2号、第4号及び第5号総務常任委員会 (説明～検討)
3月19日	火	委員会	午後1時30分	議案第8号～第13号予算審査特別委員会 (説明～検討)(新年度予算) (幼稚園修了式)
3月20日	水	委員会	午前10時	議案第8号～第13号予算審査特別委員会 (検討、質疑～採決)(新年度予算)終了後現場調査
3月21日	木	休 会		(春分の日)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月22日	金	本会議	午後2時	議案第1号及び第2号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第8号～第13号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 陳情第1号、第2号、第4号及び第5号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 意見案等の処理 議員派遣の件（閉会）

会期日数 16日間 本会議日数 5日間 委員会日数 4間 休会日数 8日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	平成31年1月15日	消費税率10%への引き上げ 中止を求める陳情書	沖縄県商工団体連合会 会長 備瀬 知允	総務常任委員会
2	平成31年1月22日	全国知事会の「米軍基地負 担に関する提言」の主旨に 基づいて、地方自治の根幹 を脅かす日米地位協定の見 直しを国に求める意見書を 提出する事を求める陳情	日米地位協定を見直す 会 共同代表 難波 希美子	総務常任委員会
3	平成31年2月7日	安全・安心の医療・介護の 実現と夜勤交替制労働の改 善を求める陳情書	沖縄県医療福祉労働組 合連合会 執行委員長 穴井 輝明	総務常任委員会
4	平成31年2月7日	介護従事者の全国を適用地 域とした特定最低賃金の新 設を求める陳情	沖縄県医療福祉労働組 合連合会 執行委員長 穴井 輝明	総務常任委員会
5	平成31年2月7日	看護師の全国を適用地域と した特定最低賃金の新設を 求める陳情	沖縄県医療福祉労働組 合連合会 執行委員長 穴井 輝明	総務常任委員会
6	平成31年2月28日	消費税率10%への「増税中 止」を求める陳情	幸福実現党 沖縄北部後援会 代表 天久 光雄	議員配布

平成31年第1回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成31年3月7日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成31年3月7日 午前10時00分)

散 会 (平成31年3月7日 午前11時45分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼 子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		平成31年度村長所信表明	
6	諮 第 1 問 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明
7	同 第 1 意 号	監査委員の選任について	提案説明
8	議 第 1 案 号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議 第 2 案 号	村道路線の認定について	提案説明
10	議 第 3 案 号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	提案説明
11	議 第 4 案 号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	提案説明
12	議 第 5 案 号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	提案説明
13	議 第 6 案 号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	提案説明
14	議 第 7 案 号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	提案説明
15	議 第 8 案 号	平成31年度大宜味村一般会計予算	提案説明
16	議 第 9 案 号	平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
17	議 第 10 案 号	平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
18	議 第 11 案 号	平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
19	議 第 12 案 号	平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第13号	平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提案説明
21	報告 第1号	平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報告
22	報告 第2号	専決処分の報告について（H29大川川浴川橋橋梁架け替え及び護岸改修工事の請負契約の変更について）	報告
23	報告 第3号	専決処分の報告について（平成30年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について）	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから平成31年第1回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 宮城 貢議員及び8番 吉
浜 寛議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月22日までの16日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿
のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託し
ましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りました
とおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをお願いい
たしたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
平成31年第1回大宜味村議会定例会の開催に当たり、全議員の参加のもと開会できますこと、大変あ

りがとうございます。

では、12月定例会後の行政報告を行います。

12月19日に村の境界、名護市との境界において、村民多数の参加のもと、交通安全祈願とシークワサー作戦を開催し、交通安全を呼びかけてまいりました。

1月4日には、村成人式を開催し、成人者を激励いたしました。

7日には、村民の集いを開催し、多くの皆さんが参加をして盛大に行われました。

1月19日、20日には、村産業まつり、福祉まつりが開催され盛会に開催されました。県外からは福島県西会津町の工藤副町長、愛知県蟹江町の横江町長や石巻産業部長、秋田県湯沢市の観光協会の皆さんの参加がありました。

21日には、村商工会40周年記念式典があり、来賓祝辞をしております。

29日には、羽田空港においてシークワサーのアピールをしてきました。

2月1日には、村施策説明会を行い、平成31年度の事業等の説明を行っています。

21日には、県町村会70周年記念式典祝賀会がありました。

3月3日に旧大宜味小学校グラウンドで第2回の農協祭りが盛会裏に開催されました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

発注しました公共工事の入札結果を提出しております。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎平成31年度村長所信表明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 平成31年度村長所信表明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） はじめに

平成31年3月定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の所信の一端並びに、平成31年度予算の概要及び主要施策についてご説明申し上げ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私の村長就任1期目におきましては、村民の皆様からの多大なるご支援・ご協力を賜り、村政各般にわたり先頭になり多くの政策課題に取り組ませていただきました。

学校跡地を活用し観光振興を中心とした村の総合産業、村内経済の循環による村民所得の向上を期待し、「やんばるの森ビジターセンター整備事業」が着工されております。また、子育て支援の政策として、「放課後児童クラブ」の実施、幼児教育充実と働く保護者の子育て支援に繋がる「幼保連携型総合施設整備」、結の浜への民間アパート建設、ホテル企業との出店協定など、雇用促進と定住環境への好影響に繋がる成果となっていることと期待を寄せているところでございます。

さて、昨年9月の村長選挙におきまして、無投票による2期目の当選をさせていただきましたことは、村民の皆様から、更なる村政への期待と政策課題解決に向けた付託を受けたものと実感する次第です。

大宜味村第5次総合計画に掲げさせていただきました、村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けては、村民の皆様のご積極的な参画が必要不可欠であります。

平成31年度の大きな政策として、やんばるの森ビジターセンターが秋頃の供用が予定されており、本

センターを村の新たな産業の拠点・総合産業の拠点として発展させていける体制づくりに取り組んでまいります。

「長寿の里」として発信し、健康長寿の生活スタイルについて世界各地から学びに本村を訪れますが、村民の健康長寿への意識を再度向上させることが重要であります。健康であることは何よりも幸せを感じるものであると私は考えており、村民の結いの心が大きな財産であると思っております。

そのことについて、ぜひ村民の皆様と分かち合い、共に考えながら、長寿村の復活に向けた行動を推進してまいります。

また、本村教育の恒久の理念とされてきた「人材を以て資源と為す」の言葉を昨年6月の村民憲章制定において、村是として位置づけをし、その言葉を具現化する施策として、人材育成を重点事業の柱に据え、学校教育のみならず、産業界等においても、郷土の自然と文化に誇りをもち、心豊かで創造性・国際性に富む積極進取な人材の育成に取り組んでまいります。

村民の誰もがいきいきと未来を語り、若者からお年寄りまで皆が住み続けたい、この大宜味に住みたいと思っただけの魅力あふれる地域づくりを推進してまいります。

厳しい財政運営の中でも村民目線を第1に考え、大宜味村のさらなる飛躍と村民福祉の向上に向け、「大宜味らしさ」を追求した村政運営に全力で取り組んでまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 予算の概要について

平成31年度予算編成にあたりましては、「大宜味村第5次総合計画」の将来像を目指し、「過疎地域自立促進計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策を念頭に予算編成を行ったところであります。その結果、平成31年度の予算規模は、一般会計予算が総額約43億1千3百万円となり、前年度予算額と比較しますと約2億5千6百万円、5.6%の減となっております。

また、特別会計予算総額は約7億3千1百万円で前年度並みとなっております。

2 行財政の健全化について

(1) 職員の資質の向上

全国市町村アカデミーや自治研修所等における研修は、自己啓発や職場の研修を補完し、新たな知識を習得する重要な研修であることから積極的、計画的に取り組んでまいります。

(2) 健康管理

業務が多様化・高度化する中、ストレスによる精神面での疾病予防として、定期的にメンタルヘルス研修を実施するとともに、カウンセリングなど、支援体制構築に取り組んでまいります。

(3) 行政改革の推進

第5次大宜味村行政改革大綱の基本方針に沿って、複雑多様化する村民ニーズに的確に対応しながら、村の将来像に向けた行政改革、また、社会情勢や村の財政状況も踏まえた行政改革を推進してまいります。

(4) 財政運営

村の歳入面では、依存財源である地方交付税や国・県支出金に頼らざるを得ない厳しい状況であり、村の自主財源である村税につきましては、昨年ダム交付金といわれる国有資産等所在市町村交付金の標準額算定率の改定に伴い増額となったものの、今後5年間は減価償却の影響により減収となります。

また、新たな自主財源の確保として、平成26年度よりスタートした村づくり応援寄付につきましては、

引き続き村の魅力など情報発信をしつつ、大宜味村の応援団の輪の拡大に向け取り組んでまいります。

歳出面では、幼保連携型総合施設整備事業や水産物供給基盤機能保全事業等が予定されており、また、社会保障費の増が見込まれることから、経常経費の抑制や基金の計画的な運用を行い将来世代に過度な負担を残さないよう、財政規律に配慮し計画的な財政運営に取り組んでまいります。

(5) 公共施設等総合管理計画

公共施設等の現状や課題を調査・分析し、本村が所有するすべての資産に係る基本方針を定めた「大宜味村公共施設等総合管理計画」に基づき、未利用の土地建物については賃貸や売却の検討に取り組んでまいります。

3 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり ～産業の振興～

(1) 農業の振興

農家の高齢化に伴う離農等があり、遊休地、耕作放棄地等の増加と土地改良施設の老朽化に伴う営農効率の低下等の課題があり、耕作放棄地対策事業や赤土流失防止事業等を活用し農地の整備を推進してまいります。

「人・農地プラン」の取り組みの中で、地域における担い手、新規就農者の育成を図り、農地中間管理機構事業等を活用し農地の集積を図ります。

農道等の基盤施設については、樹園地地域における小規模農道の整備計画、江洲地域における未整備部分の整備計画、以前に舗装整備され老朽化した農道等の再整備等事業採択に向けた計画づくりに取り組んでまいります。

農業近代化施設・機械等整備につきましては、受益農家と協議しながら事業を推進してまいります。

シークワサーにつきましては、青切・フルーツ用出荷に対応できるような品質の向上、栽培技術の普及と販売促進を推進してまいります。

花卉類の栽培促進と、災害に強い施設の整備及び近代化施設整備を推進してまいります。

マンゴー・パイナップルについては、これまでふるさと納税返礼品として多く活用されており今後も品質の向上と安定した供給を推進します。

本村の新たな特産物として期待しておりますカラキにつきましては、成分等を分析し栽培技術の向上・ブランドの構築及び商品開発を推進します。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラスの一斉駆除、捕獲活動を引き続き行い、農作物への被害防止に努めてまいります。

(2) 林業の振興

県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」や、「大宜味村森林整備計画」及び「長寿と癒しの森整備計画」に基づき、やんばる国立公園地域として自然に配慮した森林業の取り組みを行ってまいります。

(3) 畜産の振興

口蹄疫や鳥インフルエンザ等への防疫体制の強化を図り、経営の安定向上に向けた支援を行ってまいります。

また、県と連携し、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導を行い、周辺環境の改善に努めてまいります。

(4) 水産業の振興

漁港及び漁港海岸施設につきましては、機能保全事業計画に基づき、航路浚渫等を実施し、漁港機能

の適正な維持管理に努めてまいります。

養殖漁業につきましては、アーサ・モズク・海ブドウ・ウニなど新たな養殖技術の普及を推進するとともに、クロマグロの事業展開により村の新たな特産として活用できるよう推進してまいります。

(5) 商工業の振興

地域内の商業が維持され発展していくように、商工会組織、本村の基幹産業の第一次産業と製造加工業の連携も強化し、加工特産品開発を促進しつつ、観光振興との連動を図りながら、経営の安定化と新たな市場開拓に努めてまいります。

また、村内には工房を構える工芸家が多く村の特産品とのコラボレーションを図るなど市場拡大に取り組んでまいります。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布について、地場産業として成り立つ仕組みづくりと伝統工芸を継承できる人材の育成を関係機関と連携し取り組んでまいります。

村の新たな観光商工の拠点として、「やんばるの森ビジターセンター」におきまして、指定管理者制度により管理者が決定しており、地域の総合商社として事業展開を期待し、観光産業からなる総合産業として地域経済効果に繋がる連携を促進してまいります。

(6) 観光の振興

世界自然遺産地域登録については、IUCNの勧告を受けて、取り組みの再調整が進んでいます。秋頃の供用開始を予定している「やんばるの森ビジターセンター」におきましては、民間活力を最大限に活かすことを期待し、指定管理者による管理運営を行い、新たな組織として大宜味村観光協会を設立し事務所を置き、大宜味村の統一した観光振興の方策や、県内外へ積極的なPR活動を展開するとともに、持続可能な観光地づくりとしてエコツーリズム推進全体構想による取り組みも展開し、地域振興を強力に推進してまいります。

また、沖縄における観光振興の必須条件と目される海浜体験の環境整備について、体制を強化し早期実現に向けて取り組んでまいります。

4 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり ～保健・福祉の充実～

(1) 健康福祉の村づくりの推進

長寿復活を目指すために、働き盛り世代の健康意識改革、特定健診受診率向上、特定保健指導、個別訪問の強化、各区を回り対象者への栄養・運動指導・健康相談等、丁寧に取り組むとともに、名桜大学との連携も引き続き行ってまいります。また、「健康おおぎみ21」を策定し、村民1人ひとりが健康づくりに取り組み、健康長寿を実現できるよう、関係機関と連携し、取り組んでまいります。

(2) 児童・母子父子福祉の充実

子育て環境の充実については、教育・保育の量の確保と質の向上を図る為、「第2期大宜味村子ども子育て支援事業計画」を策定してまいります。

安心して子どもを産み育てる環境をつくる為の施策として、「出産祝金」を継続するとともに、新たに、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費等に係る費用を助成してまいります。

保護者から強い要望がある放課後児童クラブや認定子ども園につきましては、翌年4月開所を目指し、引き続き整備を進めてまいります。

また、貧困問題に起因する、子ども達の様々な課題に対して支援を行う支援員を配置し、子ども達への支援に取り組んでまいります。

（３）障害者福祉の充実

「第５期障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」の策定に伴い３年間の実施計画に基づいた実施に取り組んでまいります。基本理念を「ともに支えあい、ともに生きる地域社会」を掲げて、地域生活の基盤づくり、社会参加の促進、住みよい環境づくりと、適切なサービスの提供を供給できるように取り組んでまいります。また、気になる子ども達への支援体制づくりを保育所・幼稚園・集合場所等に専門員を巡回させて支援員・保護者に定期的に指導・相談を行います。

（４）高齢者福祉の充実

高齢者福祉の充実については、「高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画」に基づき、その基本理念である「健やかさと安らぎのあふれる長寿の里」の推進に向け、各施策・事業を展開してまいります。

地域での居場所づくりとして始めた「なかゆくい事業」についても、引き続き「地域で支え合う体制づくり」を住民が主体となって展開できるように、包括支援センター、社会福祉協議会と連携して支援してまいります。

認知症施策につきましては、認知症への正しい理解を深めるための普及・啓発活動についても、引き続き力を入れてまいります。

また、介護職の人材不足により必要なサービスが受けられない課題を解決するため、介護人材育成事業を実施してまいります。

（５）保健医療施策の充実

住民の生活習慣病の予防意識を高め、重症化予防や医療費の抑制と適正化を図るとともに、各区で実施している「壮年期の健康教育」を引き続き実施し、特定検診受診率の向上を目指してまいります。

また、高齢化率の高い本村で、病気や障害をもった人が、その人らしく住み慣れた自宅で療養生活を送れるように、村立診療所との連携を図り訪問診療の充実に努めてまいります。

さらに、過度のストレスや悩みを抱える人の割合が増加していることから、当事者はもちろん、その家族等を一人でも多く支援するため「こころの健康相談会」を実施してまいります。

（６）国民健康保険の充実

国民健康保険制度の改正に伴い、昨年度から沖縄県が財政運営の責任主体となりましたが、制度の是正や税率改定等も含め、円滑な移行を目指します。

また、国保事業の健全運営を図るため、被保険者資格の適正化やレセプト点検の充実、ジェネリック医療品の普及啓発など、医療費の適正化に努めるとともに、引き続き収納率の向上を図ってまいります。

５ 歴史に学び人を育む文化の村づくり ～教育・文化の振興～

（１）幼児教育の推進

子どもが健やかに成長するために必要な教育環境の整備を推進し、幼児一人一人の発達の特徴に即した教育・保育内容の充実を図ります。また、翌年４月開園予定の保育所と幼稚園が連携する幼保連携型認定子ども園の施設の完成及び管理運営面の整備に向けた取り組みを行い、幼児教育から義務教育への円滑な接続を目指すと共に地域ぐるみの子育て支援と教育を推進してまいります。

（２）学校教育の充実

子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるとともに、社会の様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していける「生きる力」の基盤となる「確かな学力」を身につけさせ、豊か

な心と健やかな体を兼ね備えた「知・徳・体」バランスのとれた子どもを育む教育を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、学力向上に取り組んでまいります。また、小学校におきましては、次年度より必修となる英語教育のためにALTを増員し、強力に取り組んでまいります。

中学校におきましては、総合的な学習の時間を利用して、村の特産品の開発、販売等を実践するキャリア教育の充実を図り、社会性を培う教育を引き続き推進してまいります。

経済的理由により就学困難と認められる状況に対して、必要な就学支援を行うことにより義務教育の円滑な実施に資するための就学奨励の方策を推進してまいります。

学校給食におきましては、栄養バランスに配慮した安全で安心な学校給食の提供に努め、今年度も幼小中すべての児童生徒に対して給食費の一部助成を行います。また、地産地消により地域との連携を深めるとともに、「生きる源は食することにある」を認識させていく食育の取り組みを推進してまいります。

(3) 生涯学習の推進

村民のあらゆる世代の学習要求に応えられるよう学習情報や学習機会の提供の拡充・支援を図りつつ各分野のリーダーとなる人材育成に取り組んでまいります。また、村民ニーズに対応できる学習内容の充実を図るために、生涯学習コーディネーターによる生涯学習プログラムや琉球大学及び名城大学等と連携した公開講座等の充実を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、これまで取り組まれてきた活動内容を充実させ村民の健康づくりに向けた意識の高揚を図ると共に、活動団体の育成・支援にも努めてまいります。

(4) 地域文化の推進

本村には、国・県・村指定の貴重な文化財が数多くあり、これらを正しく保存継承し、有効な保存活用を推進してまいります。平成29年度より調査に取り組んでおります根謝銘グスクにつきましては、中・長期計画を立て調査を進め、史跡指定への取り組みを推進してまいります。また、以前より収集された民俗資料や今後も発掘調査を継続していくことにより貴重な資料等も増えることが予想されることから、施設整備に向けた段階的な整備推進を図ってまいります。

地域文化は、郷土の愛着や誇りを培いコミュニティーを形成する力があり、地域社会にとって重要であります。大切な地域文化を継承するため、地域と行政の連携・協力の仕組みを構築し、文化活動を推進・支援する体制として、今年度中での文化協会設立に向けて取り組んでまいります。

(5) 村史編纂の推進

新大宜味村史編纂基本計画に基づき、これまで「シマジマ本編」、「移民・出稼ぎ編」などを発刊してまいりました。

今年度は有識者で構成された「専門部会」及び「編さん委員会」を開催し「言語編」の発刊をしてまいります。同時に昨年より実施している「人と自然編」、「写真集」、「通史」等の調査や資料収集を行ってまいります。

さらに、これまで『字誌』が発刊されていない行政区におきましては、字誌の発刊に向けた取り組みに引き続き支援を行ってまいります。

6 安全、安心な住みよい村づくり ～生活環境の整備～

(1) インフラの整備

大川川等多自然川づくり推進計画を基に、自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境の整備、

やんばるらしい癒やされる河川の再生と治水安全度の向上、さらに観光とリンクした大川川河川工事を引続き行ってまいります。

道路橋につきましては、長寿命化計画を再確認し、以前の修繕計画と照らし合せて、修繕や架替等の優先順位を決め、予防的な修繕及び架替えを図り、今年度は、村道1路線の上部架け替え下部補修工事を行ってまいります。

道路整備につきましては、総点検結果を踏まえ、老朽化が著しい箇所や危険箇所の整備に向け補助事業を早め実施していくよう取り組み、安全な道づくり、人に優しい道づくり、自然に優しい道づくり、地域の活性化を支援する道づくり等を達成するため、ゆとりある道路整備を推進してまいります。

沖縄振興公共投資交付金事業については、村道饒波石山線、村道根路銘上原線の、早期完了を目指し計画に沿って道路改良事業を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、施設等の老朽化に伴う更新を行い、施設管理の効率的な運営・有収率の向上、また、地域住民に安全で良質な水の安定供給を図るため、配水管等の布設替えを行ってまいります。

下水道事業につきましては、平成29年度汚泥処理能力の向上を図ったことから、今後、結の浜地域に予定されている施設等の汚泥処理ができる施設となっており、これからも適切な対応に努めてまいります。

一方その他の地域では、浄化槽による下水処理となることから、し尿を処理する単独浄化槽も残っており、これまで進めてきた合併浄化槽への移行を促進してまいります。

(2) 生活環境

安全・安心な生活環境の向上と貴重な野生生物の保護を図るため、野良犬、野良猫、ハブ対策として環境保全の作業員による保護・捕獲を今年度も継続実施します。また、ゴミの不法投棄において、パトロールなど環境保全の面からも重点的に取り組んでまいります。

また、火葬場駐車場における駐車台数を増大させるための事業を行います。

(3) 消防・防災の推進

防災・減災対策や自助・共助の重要性に関する意識を高め、互いに協力し、助け合う自主防災組織の組織率向上に向け取り組み育成支援を実施してまいります。加えて、非常時に備え、備蓄品等の充実・強化に取り組んでまいります。

(4) 情報通信の整備

情報通信環境の地域間格差を解消するため、沖縄県の超高速ブロードバンド環境整備促進事業を活用し事業を推進してまいります。

(5) 結の浜の整備推進

結の浜の土地利用につきましては、公共事業及び民間事業者による参入が進行してきております。雇用創出、地域経済への波及効果を期待し、行政と民間及び地域が連携した配置計画など効果的な土地利用推進を図ってまいります。

(6) 移住・定住・交流の促進

結の浜分譲宅地の販売促進を図るとともに、各集落に存在する空き地・空き家に関する諸課題を整理し、活用可能なものに、移住・定住・交流希望者を積極的に受入れられる環境整備と仕組みづくりに取り組んでまいります。

むすびに

以上、申し上げました諸施策の執行にあたりましては、職員一人ひとりが村政発展への使命感と責任感を持ち、本村の特性を活かした村づくり、また村民との協働による村づくりに全力をあげて取り組んでまいります。

村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて、議員各位と村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成31年度の施政方針といたします。

なお、重点事業及び主要施策につきましては、別紙のとおり掲載しておりますのでご参照ください。

平成31年3月7日

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで平成31年度村長所信表明を終わります。
-

- 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時36分)

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎諮問第1号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋1306番地17

氏 名 増田 耕平

昭和49年11月12日生

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、意見を求める。

なお、履歴書等につきましては、添付してございますのでよろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎同意第1号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第7 同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） 同意第1号 監査委員の選任について
大宜味村監査委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字田嘉里559番地

氏 名 吉濱 エツ子

昭和36年1月14日生

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、同意を求める。

なお、本人については再任ということになります。履歴書等につきましては、添付してございますのでよろしくお願いたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第1号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第1号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第1号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行に伴い条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、第3条第3号中に文言の追加、同条第4号中の文言の改め、第4条第2号中の文言の追加、同条第3号中の文言の追加及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う第3条第7号の文言の削除を行う改正であります。

御審議のほどよろしくお願いたします。内容等については、委員会で説明させます。以上です。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第2号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第2号 村道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第2号 村道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、大宜味村道路線を下記のとおり認定

する。

路線名、大保ダム線

起点、田港南風原

終点、押川押川山

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大保ダム建設に伴う材料仮置きに関する確認書第3条2において、この路線については村が受け取るものであるため、この案を提出する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第3号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第3号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第3号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）

平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,944万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,305万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） おはようございます。では、議案第3号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、1億1,944万5,000円の減額補正となっております。

歳入について、主な款で概要を説明します。予算書1ページをお開きください。

1 款村税687万8,000円の増額ですが、主に村民税、固定資産税の増額であります。

3 款から 7 款の各交付金の増額ですが、県の見込み通知によるものであります。

9 款地方交付税153万4,000円の増額ですが、普通交付税の調整額追加交付の増額によるものです。

11款分担金及び負担金21万4,000円の増額ですが、保育料等の増額であります。

12款使用料及び手数料49万5,000円の増額ですが、主に企業支援貸貸工場使用料の増額であります。

予算書、次の 2 ページをお開きください。

13款国庫支出金1,551万1,000円の減額ですが、主に民生費国庫負担金の障害者自立支援交付金及び児童手当国庫負担金の減、民生費国庫補助金の沖縄県放課後児童クラブ支援事業補助金の減額であります。

14款県支出金 1 億366万9,000円の減額ですが、主に総務費県補助金の沖縄振興特別推進交付金の減、土木費県補助金の沖縄振興公共投資交付金、社会資本整備総合交付金の減によるものであります。

15款財産収入63万1,000円の増額ですが、主に不動産売払収入の増によるものであります。

16款寄附金4,822万2,000円の増額ですが、一般寄附及び村づくり応援寄附金の増によるものであります。

17款繰入金2,260万2,000円の減額ですが、財産形成基金取り崩し金の減額であります。

19款諸収入1,059万6,000円の減額ですが、主に介護保険地域支援事業委託金の減額であります。

予算書 3 ページをお願いします。

20款村債2,660万円の減額ですが、主に過疎対策事業債の減額であります。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の概要を説明します。予算書 4 ページをお願いします。

2 款総務費858万円の増額ですが、主に市町村総合事務組合負担金の増額であります。

3 款民生費4,374万8,000円の減額ですが、社会福祉費2,414万9,000円の減、児童福祉費1,959万9,000円の減であります。

4 款衛生費537万3,000円の減額ですが、主に保健衛生費、保健衛生総務費の減であります。

6 款農林水産業費1,996万3,000円の減額ですが、主に農業費1,246万円の減、水産業費746万6,000円の減であります。

7 款商工費1,290万2,000円の減額ですが、主にふるさと納税事業費の減であります。

8 款土木費 1 億3,471万5,000円の減額ですが、主に道路新設改良費、沖縄公共投資交付金の事業の減であります。

予算書 5 ページをお願いします。

10款教育費606万1,000円の減額ですが、主に教育総務費290万7,000円の減、社会教育費269万3,000円の減であります。

13款諸支出金5,758万5,000円の増額ですが、主に結い基金費によるものです。

14款予備費3,916万3,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

7 ページには繰越明許費、8 ページには地方債の補正を記載しています。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明いたしますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第4号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第4号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,392万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,419万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で県支出金1億3,361万6,000円の増、繰入金969万1,000円の減であります。歳出では、総務費121万1,000円の減、保険給付費では291万1,000円の減、保健事業費7万7,000円の減、公債費20万6,000円の減、諸支出金99万3,000円の減となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思います。よろしく御審議のほど、お願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第5号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第5号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第5号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、重機等賃借料などの、支出のみの補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきたいので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第6号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第6号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,188万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で下水道使用料65万5,000円の減額となっております。

歳出で予備費に65万4,000円の減額補正となっております。

なお、詳しい内容については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第7号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第7号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,446万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で後期高齢者医療保険料50万8,000円の増となっております。繰入金が83万9,000円の減です。

歳出で後期高齢者医療広域連合納付金12万2,000円の減となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第8号 平成31年度大宜味村一般会計予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第8号 平成31年度大宜味村一般会計予算

平成31年度大宜味村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億1,319万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第8号 平成31年度大宜味村一般会計予算の概要を説明します。

予算総額は43億1,319万9,000円で、前年度予算額45億6,925万8,000円に対し、2億5,605万9,000円の減額で、対前年度比5.6%の減となっております。

歳入について、主な款で説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1款村税ですが、8億3,460万3,000円で、対前年度1,246万5,000円の減額となっております。要因としましては、主に国有資産等所在市町村交付金の減によるものです。

予算書 2 ページをお開きください。

8 款環境性能割交付金168万7,000円ですが、こちらは新規の交付金となっております。この交付金の追加に伴い、以降の款が1つずつ増えてきますのでよろしくお願ひします。

10 款地方交付税ですが、9 億2,300万円で、対前年度4,800万円の増額となっております。

13 款使用料及び手数料ですが、5,710万6,000円で、対前年度201万7,000円の増額となっております。主に衛生使用料の増額となっております。

14 款国庫支出金ですが、1 億8,993万2,000円で、対前年度 8 億6,185万3,000円の減額となっております。主に沖縄北部連携促進特別振興事業補助金の減額となっております。

15 款県支出金ですが、10億2,319万円で、対前年度 4 億1,429万1,000円の増額となっております。主に沖縄振興特別推進交付金の増額となっております。

予算書、次の 3 ページをお開きください。

16 款財産収入ですが、2,666万9,000円で、対前年度149万7,000円の増額となっております。主に土地貸付料の増額となっております。

17 款寄附金ですが、大宜味村むらづくり応援寄附金として 1 億500万円を計上しております。

18 款繰入金ですが、2 億3,686万5,000円で、対前年度7,109万2,000円の減額となっております。主に財政調整基金繰り入れ、結い基金繰り入れの減額となっております。

20 款諸収入ですが、7,352万円で、対前年度567万5,000円の減額となっております。主に介護保険地域支援事業委託金の減額であります。

21 款村債ですが、6 億6,590万円で、対前年度 2 億2,160万円の増額となっております。主に過疎対策事業債の増額であります。

以上が歳入の説明です。

続きまして、歳出について主な款で説明します。予算書は 5 ページです。

1 款議会費ですが、6,306万9,000円で、対前年度124万6,000円の増額となっております。主に費用弁償の増額となっております。

2 款総務費ですが、6 億3,269万円で、対前年度2,516万4,000円の増額となっております。主に新庁舎建設設計業務、超高速ブロードバンド負担金、結の浜整備基本計画策定業務の増額となっております。

3 款民生費ですが、13億1,766万円で、対前年度 5 億6,820万3,000円の増額となっております。主に幼保連携型総合施設整備事業の増額となっております。

4 款衛生費ですが、3 億205万2,000円で、対前年度358万2,000円の減額となっております。主に簡易水道事業特別会計繰出金の減額となっております。

6 款農林水産業費ですが、3 億6,192万6,000円で、対前年度 1 億8,002万5,000円の増額となっております。主に水産物供給基盤機能保全事業の増額となっております。

予算書 6 ページをお願いします。

7 款商工費ですが、1 億6,476万4,000円で、対前年度 9 億8,103万9,000円の減額となっております。主に観光費のやんばるの森ビクターセンター整備事業費の減額となっております。

8 款土木費ですが、4 億7,240万円で、対前年度2,606万3,000円の減額となっております。主に沖縄振興公共投資交付金事業、ふるさと河川環境再生活用整備事業の減額となっております。

9 款消防費ですが、1 億5,432万8,000円で、対前年度65万2,000円の負担金特別分の減額となっております。

ります。

10款教育費ですが、2億6,342万3,000円で、対前年度1,073万円の増額となっております。主に村内遺跡発掘調査等委託料による増額であります。

予算書7ページをお願いします。

12款公債費ですが、3億8,610万4,000円で、対前年度3,612万1,000円の減額となっております。主に平成30年度に繰上償還した公有林整備事業債による減額であります。

13款諸支出金ですが、1億7,817万3,000円で、対前年度640万3,000円の増額となっております。主に結い基金費の増額となっております。

14款予備費は、1,447万7,000円の計上となっております。

以上で歳入歳出予算の概要説明を終わります。

なお、8ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を掲げた第2表地方債を記載しております。

また9ページから176ページに事項別明細書、177ページに地方債の現在高調書を、178ページから給与費明細書を載せておりますので御参照ください。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明いたしますので、御審議よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第9号 平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第9号 平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,997万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第9号 平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要を説明します。

予算総額は4億9,997万円で、対前年度5億454万4,000円に対し、457万4,000円の減額であります。対前年度0.9%の減額となっております。

それでは、歳入の主な概要から説明いたします。1ページをお開きください。

1款国民健康保険税ですが、6,173万7,000円で、対前年度47万9,000円の減となっております。

3款使用料及び手数料ですが、12万9,000円で、対前年度9,000円の減となっております。

5款県支出金ですが、3億7,712万2,000円で、対前年度770万円の増となっております。

8款繰入金ですが、5,482万円で、対前年度1,232万3,000円の減となっております。

9款繰越金ですが、600万円で、対前年度50万円の増となっております。

以上が歳入の主なものです。

続きまして、歳出の主な概要について説明します。予算書3ページをお願いします。

2款保険給付費ですが、3億5,497万7,000円で、対前年度988万2,000円の増となっております。

3款国民健康保険事業納付金ですが、1億2,610万3,000円で、対前年度226万3,000円の減となっております。

9款諸支出金ですが、25万7,000円で、対前年度1,275万2,000円の減となっております。

10款予備費は、383万7,000円の計上となっております。

以上で歳出の説明を終わります。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させたいと思います。よろしく御審議のほど、お願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第10号 平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第10号 平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,088万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,500万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第10号 平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

予算総額1億6,088万1,000円で、対前年度297万9,000円の増額、1.9%の増額予算となっております。歳入の主なものについて説明します。予算書1ページをお開きください。

2款国庫支出金3,000万円で、対前年度1,400万円の増額となっております。

3款繰入金4,077万8,000円で、対前年度1,733万5,000円の減額となっております。

6款村債は、1,500万円で、対前年度700万円の増額となっております。

2款、6款ともに補助事業の増額によるものです。

次に歳出について説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

1款簡易水道総務費6,904万8,000円で、対前年度1,723万7,000円の減額。減額の主な要因として一般管理費単独事業委託料の対前年度1,984万6,000円の減額によるものです。

2款簡易水道事業費4,622万7,000円で、対前年度2,072万円の増額。増額の主な要因として、工事請負費、対前年度2,754万1,000円の増額となっております。

3款公債費4,510万6,000円で、対前年度50万4,000円の減額となっております。

以上で歳入歳出予算の概要説明を終わります。

なお、15ページに、地方債の現在高調書、16ページ以降に給与明細書を記載しておりますので御参照ください。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。よろしく御審議のほど、お願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第18 議案第11号 平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） 議案第11号 平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算
平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,680万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

- 副村長（島袋幸俊） 議案第11号 平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

予算総額3,680万4,000円で、対前年度315万3,000円の減額です。7.9%の減となっております。

歳入について説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料465万2,000円で、対前年度48万2,000円の減額となっております。主な要因として、実績見込み額での算定によるものです。

3 款繰入金3,114万8,000円で、対前年度267万1,000円の減額となっております。要因として、歳出側の1 款公共下水道事業総務費の一般管理費、修繕費の減によるものです。

次に歳出について説明いたします。予算書は次の2ページをお願いします。

1 款公共下水道事業総務費2,763万6,000円で、対前年度比285万3,000円の減となっております。主な要因としては、一般管理費修繕費の272万6,000円の減によるものです。

3 款公債費865万9,000円で、対前年度34万9,000円の減となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

12ページに地方債の現在高調書を添付しておりますので、御参照ください。

詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第12号 平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第12号 平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算
平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,324万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年3月7日提出
大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第12号 平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要を説明します。

予算総額は3,324万7,000円で、対前年度129万4,000円の減額であります。3.7%の減となっております。

それでは、歳入の主な概要から説明します。予算書1ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、1,791万7,000円で、対前年度45万6,000円の増となっております。

4 款繰入金ですが、1,498万6,000円で、対前年度174万8,000円の減となっております。

続きまして、歳出の主な概要について説明いたします。予算書2ページをお開きください。

1 款総務費ですが、25万4,000円で、対前年度50万7,000円の減となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、3,263万3,000円で、対前年度80万円の減となっております。

以上で歳出の説明を終わります。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきます。よろしく御審議のほど、お願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 議案第13号 平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第13号 平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算
（総則）

第1条 平成31年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）給水事業所数 1戸

（2）年間総給水量 1立方メートル

（3）一日平均給水量 1立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 487万3,000円

- 第1項 営業収益 3,000円
- 第2項 営業外収益 486万8,000円
- 第3項 特別利益 2,000円

支出

- 第1款 工業用水道事業費用 344万3,000円
- 第1項 営業費用 333万9,000円
- 第2項 営業外費用 4,000円
- 第3項 予備費 10万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

- 第2款 資本的収入 5,000円
- 第1項 企業債 1,000円
- 第2項 出資金 2,000円
- 第3項 諸資本収入 2,000円

支出

- 第2款 資本的支出 5,000円
- 第1項 建設改良費 3,000円
- 第2項 企業債償還金 1,000円
- 第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、312万3,000円である。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては、特別委員会のほうで説明させますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第1号の上程、報告

- 議長(平良嗣男) 日程第21 報告第1号 平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 報告第1号 平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第2号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第22 報告第2号 専決処分の報告について（H29大川川浴川橋橋梁架け替え及び護岸改修工事の請負契約の変更について）を議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第2号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、専決処分書については、添付してございますので、どうぞお目通しをお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第3号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第23 報告第3号 専決処分の報告について（平成30年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について）を議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第3号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月7日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、変更契約書を添付してございますので、どうぞお目通しをお願いします。

以上で報告を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時45分）

平成31年第1回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成31年3月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成31年3月12日 午前10時00分)

散 会 (平成31年3月12日 午後2時50分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼
子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 仲井間 宗 利 議員

- 議長（平良嗣男） 村立の文化・スポーツ等の施設がないが建設計画について。3番 仲井間宗利議員。

- 3番（仲井間宗利） おはようございます。

村立の文化・スポーツ等の施設がないが、建設計画について始めたいと思います。

初めに、図書館など、そしてスポーツ面では体育館、野外では陸上競技場、テニスコート、パークゴルフ場等の、特にパークゴルフ場は以前にも村老人クラブから要請があり、議会でも一般質問もありましたが、その後の動きがないように思われます。

第5次総合計画では、スポーツ・レクリエーション施設の整備を検討するとありますが、広く村民が利用できる建設計画があるのか。図書館は学校施設を開放するということでしたが、村民が利用しているのか。

1、スポーツ・レクリエーション施設の整備

2、社会教育施設の整備

以上の2点についてお伺いいたします。

- 議長（平良嗣男） 村長。
(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目のスポーツ・レクリエーション施設の整備についてでございますが、計画といたしまして、平成25年3月に策定しております大宜味村結の浜公園スポーツ拠点整備計画がございます。計画内容につきましては、野球やサッカー、ジョギング等で利用できる多目的広場、総合体育館、テニスコートが計画されています。

また、結の浜公園は御承知のとおり整備が終わり、多くの方が利用している状況でございます。その後の動きがないように思われるとのことでございますが、現在、大型の事業が進行している状況もあり、財政調整を踏まえて、優先順位を確認しながら進めているところでございます。

そのような中におきまして、結の浜にホテル企業の進出、一流競技者などの村内合宿もあることから、時代に即した計画内容、運営、運用方法などについて、そのような企業等からの意見を交えながら整備計画の見直しを含め、取り組んでまいります。

- 議長（平良嗣男） 教育長。

(米須邦雄教育長 登壇)

○ 教育長(米須邦雄) 仲井間宗利議員の質問にお答えします。

2点目の社会教育施設の整備について。

学校の図書館を開放して村民が利用しているのかということですが、現在まで学校の図書館を一般村民への開放は行っておりません。平成27年の議会における一般質問でも同様な質問がありました。その際には、小学校の統合、中学校の移転に伴いまして、学校の図書館を一般開放するということを検討するとしておりました。現在まで開放していない、できない理由としましては、児童生徒の安全面の問題があり、開放した際に村民か部外者かのチェックが難しいこと。それと休み時間や放課後の図書館はスペースの問題等から児童生徒がいっぱいになります。仮に村民が利用しても落ち着いて利用できる状況ではありません。またさらに、現在の学校図書館には約1万6,000冊の本がありますが、村民向けに利用可能な図書は約2,000冊と少なく、これらの本はまた中学生も利用することがありますので、村民が借りたりすると中学生の利用に支障が出るおそれがあります。

このようなことから、教育委員会では過去に喜如嘉出身の大山さん、ほか数名の方から寄贈された資料、本などが約1万冊ほどありますので、現在はこれらの図書を整理中です。整理が済み次第、旧大宜味小学校図書館を図書室として村民へ開放し、利用していただけるよう周知を行う予定です。新年度予算におきましても、図書の充実を図るための予算を計上させてもらっているところです。

○ 議長(平良嗣男) 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番(仲井間宗利) 村長のほうからいろいろな計画があるということでもあります。まず、屋外の陸上競技場等は現在、お互い村立のものがないので、他村のものを使っているように思われます。陸上競技場というより、総合競技場のお考えでやっていただければなお広くできるのではないかと考えております。特にパークゴルフ場の件は、今国頭村にあるパークゴルフ場はホテルを利用されている方が、結構足を運んでいただけるということでした。先ほど村長からホテル計画もあるということですので、それにあわせてそういう施設もつくってはいいいのではないかと考えております。特にテニスのほうは、お互い中学校の生徒非常に頑張っておりますので、全国大会にもいけるような力を持ってやっておりますので、単独でできなければ、総合グラウンドみたいなものを村立でつくっていただければ、非常に村民としてもいいのではないかと考えております。

先ほど村長からありました、今度はこれは5次振計ですけれども、5次振計ではスポーツ施設、オートキャンプ場等を検討すると書いておりますので、そのような形をとっていただければ非常にありがたいと思っております。

図書館の利用の件については、教育長からもありましたけれども、やっぱり学校施設ですので入りづらいということもありまして、旧大宜味小学校のものを利用してやっていただけるといことは、非常に足の運びやすい形ではないかと思っておりますけれども、ぜひそれを運用していただきたいと思っております。

特にパークゴルフ場の件は、以前にも老人クラブあたりから要請等もあつて議会でもやりましたので、その点について計画があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長。

○ 企画観光課長(福地 亮) 仲井間宗利議員の質問にお答えします。

まず、パークゴルフ場の件につきまして、実際、要請があった以降、検討会という検討はしてきておりませんが、企画側のほうでどのように進めていこうかという内容検討はしてきております。ただし、

今、近隣市町村のほうにはパークゴルフ場が十幾つという形で整備されてきておりますし、まだまだこれから建設されていくという状況が多いように見受けております。その中で、多くの方が同じようなパークゴルフ場を利用するということになると、今からつくる大宜味村でのということになると、利用者の取り合いになったりとか、そういったところで運営がかなり厳しくなるのではないかとということが想定されています。今、すぐ進められていないというのはそういうところが懸念があるというところで、そこは御了承いただきたいというものがあります。

やはりそれをうまく運営して、経営してもらうためには民間の力が必要になってくるということになると思いますので、今回、ホテル企業が参入してくるということになると、そのホテルを利用する方々、そういったことを見込みながら、ホテル企業との運営形態を一緒になって進めながらということ想定しておりますので、今後、その建設にあわせて、一緒になって計画を検討できたらと思っております。

また先ほどオートキャンプ場という話も出ておりました。オートキャンプ場につきましては、こちらのほうもいろいろ検討を進めているところでございまして、今、やんばるの森ビジターセンターの整備が進んで、その前の対岸のほうになりますけれども、そちらのほうで検討ができないかということも想定をしております。こちらにつきましても、ビジターセンターの指定管理者、その観光協会と一緒に進められたらと思っておりますので、今後の検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） パークゴルフ場の件については、そういう意見ということでありました。

もう1点は、陸上競技場、総合グラウンドあたりもそういう考えがあるかどうかということで、特にパークゴルフ場は老人会、連合会のほうから強く押されておりますので、そういう計画をあるという、今の話を聞くと検討ということでもありますけれども、ぜひ実現するような答弁をいただいて、質問を終わりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 陸上競技場の件になります。これは総合競技場という形でもあるかと思いますが、平成25年度に策定されたスポーツ公園の拠点整備計画の中でも検討されました。そのときに大きな陸上競技場、国頭村にあるような400メートルトラックの競技場については、やはり近隣の調整、同じような競技場というのが取り合いになるのではないかとということがあって、整備費用も大きなものがあるということで、大きな整備計画は見送ろうということになりました。ただし、全くないのではなくて、多目的広場という中で、野球ができたり、サッカーができたりという中で、タータンではないんですけども、200メートルトラックであったりというところでの検討を進めていこうということで、それが今後、スポーツ計画の見直しという中でそれが議論されていくと思っております。

パークゴルフ場につきましても、今後そのような中でスポーツ計画の見直しとあわせて、一緒に検討するということになると思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 大 山 美 佐 子 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に子育て支援について。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） おはようございます。質問いたします。

現在、子供虐待の件が報道されていますが、とても心が痛みます。大宜味村では、要保護児童対策協議会の連携はどうなっているのか、実態を伺いたと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 要保護児童対策地域協議会との連携については、虐待等の相談の中で比較的軽微なケースで関係、連携が必要な場合は、要保護児童対策、地域協議会を開催し、支援の方向性、確認等、役割分担を行っているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 平成16年度、児童福祉法に伴い、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を設置すると言われていました。私は民生委員をしていて、何名かの要保護児童とかかわってきました。その関係機関は学校、福祉課、警察、教育委員会、福祉事務所との担当を交えて話し合いを持ち、支援をしてきました。親のケアも必要な人もいました。その面では、要保護児童対策協議会は実施できていると、我が村ですよ、実施できると思っていますが、民生委員のときなんですが、保育所、幼稚園では要保護が必要とする人がいるのかいないのかの実態も知りたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長兼子ども子育て支援室長。

○ 住民福祉課長兼子ども子育て支援室長（佐久川紀亮） 大山議員の質問にお答えします。

今現在、保育所及び幼稚園のほうから要保護児童になるという、対象の方の連絡は特にございません。直近であったものとしては、平成28年度に中学校のほうから1件相談はありましたが、それ以降については、特段今のところはない状況であります。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行い、大宜味村は犠牲者は絶対に出さない。必要ならば、ソーシャルワーカーを採用して気配りのある、連携のとれた村にしていくことを願って、この質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で子育て支援の件についての質問を終わります。

次に喜如嘉バス停の待合所設置の件について。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 喜如嘉バス停の待合所設置の件について。

喜如嘉第1バス停（改善センター前）は、小中学校生徒のスクールバス待合所となっています。屋根がなく、今ある板の長椅子の腐敗が始まっています。その場所は傾斜にもなっていて不安定です。住民の安全のためにも必要性が急がれています。一日も早い待合所の設置を要望します。村としてどのようなお考えかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

喜如嘉第1バス停につきましては、平成30年8月にバス停上屋の劣化で危険であるので撤去してほしいと区長から要請があり、現場を確認したところ、早急な措置が必要だったため9月に撤去を行いました。新たな設置につきましては現在計画はなく、当初予算においても計上されておりませんが、できるだけ早い時期に対応していきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 喜如嘉第一バス停の写真を持ってきました。何か、これがバス停かなと思うような感じです。あの傾斜です、傾斜になっていて、それでバス停に椅子がないときはブロックを3つぐらい置いてお年寄りを座らせていました。それで生徒の待合所になったので、多分、父兄がだと思っただけなんですけれども、長い板を置いて色を塗って座って待つようになっていますが、ここも20名前後でスクールバスを待っております。こういうふうにもう本当にバス停には見えないようになっています。バス停の写真も見たんですけど、まずその板が腐敗していること、バス停が斜面になっていること、そして屋根はありません。子供たちが雨に濡れて来ているという連絡も学校から入っています。子供たちが毎日使用するバス停、また村の行事のために使用する大きな建物の改善センターの前でバスを待つ人は多く雨に濡れています。そのためにバス待合所の設置を一日も早く要望します。国道が村移管になって、改善センター前は村道なので村が中心になって、土地交渉がもしバス停に必要なならば、それをして設置する気があるのかないのか、必要性に絡めてもう一度お聞きして、この質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

この件につきましては、確かに以前は国道でしたけれども、村道に認定されておまして、やはりバス停留所というのは、ほとんどバス会社が設置をして整備してきて、撤去した施設もそうですが、今、議員がおっしゃるように、やはり子供たちの登下校の場所であろうということもあって、バス会社のほうにも調整して、もしバス会社が非常に厳しいということであれば、村としても通学道のそういう待合所という立場で整備をする方法を検討していきたいと思っております。できるだけ早い時期に対応していきますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で喜如嘉バス停の待合所設置についての質問を終わります。

次に県民投票の結果について。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 県民投票の結果についてお伺いします。

今回の辺野古新基地建設埋め立ての賛否を問う県民投票の投票率は県全体では52.48%で、大宜味村では58.04%で、有権者の過半数を超えました。投票率は県知事選より下がりましたが、県全体の埋め立て反対はデニー知事の39万6,663票より3万7,000票余りもふえ、43万4,149票で投票者の72%の県民が反対しています。

大宜味村においてもデニー知事の投票率1,141票、今回の反対票は1,541票とふえており、投票者の79.7%、約80%が反対しています。

県内の新聞報道によりますと、村長は結果を尊重すべきかという問いに「どちらでもない」と答えておられますが、その根拠は何ですか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

県民投票については、県議会でも議論され、最終的に三択での投票となり、全市町村が参加をし、結果として投票率52.48%で、「反対」が72%に対し、マスコミのほうからのアンケートに「どちらともいえない」に丸をつけた根拠についてはということでもあります。このことについて、私は投票前から反対が多い結果になることは当然だと思っておりました。しかし、今までの経過を踏まえた場合、一概に

「反対」「賛成」といえないと思い判断して、丸をつけているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 辺野古の海の90メートルの軟弱地盤を埋め立てるのは、技術的に困難と言われ、また県の試算によると22兆5,500億円もの費用がかかり、13年間も要すると報道されています。沖縄の全市町村で反対の結果が出ましたし、少なくとも県民や村民、各自の考えを投票したのですから、その結果は尊重するのが民主主義だと私は考えます。

村長に、村民の投票結果を重視して、村民の平和の願いの訴えに筋を通して、自信を持って村政を進めてください。以上、質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大山美佐子議員の質問を終わります。

◇ 友 寄 景 善 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に大宜味村人材育成事業審査会と宮城ノリミツ後援会について。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村長にお伺いします。

平成30年、昨年12月定例会本会議において、人材育成事業審査会委員長であります副村長は、宮城ノリミツ後援会事務局が発行した選挙に関連するチラシの中の青少年の活躍を支援する人材育成基金の記事に、村長と2人関与したことを認めました。村長自身の後援会が発行したチラシの当該部分の記事内容についての認識をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

平成29年9月定例会までに、数回の一般質問がありました。人材育成基金についての質問であります。質問者も他の議員も納得できない状況で、30年9月の村長議員選挙に向けて議員からの意見もあり掲載しています。この件については、間違った掲載ではないと私は思っております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村長、認識が全く甘いようです。大宜味村の公務を私物化し、実態をごまかした不法行為に全く気づいていないようです。真実を明らかにし、問題点を指摘しておきます。

私は、このチラシの件に関し、余りにも問題が多く、一つ一つ質問し、ただしたいところですが、本会議での質問回数が3回までと限られているため、納得できる十分な質疑ができません。いちいち質問していたら果てしなく続くと思います。しかし、問題を早期に決着させる観点から、まず問題点を指摘し、そして私の見解及び事実を詳しく述べた後に答弁を求めたいと思います。そのため、発言時間は少し長く一方的になりますが、御理解をお願いします。

大宜味村人材育成事業審査会の委員長である副村長がかかわったこのチラシの内容は、私に対する誹謗中傷そのものであり、余りにひどくずるいやり方と言わざるを得ません。反論も検討しましたが、泥仕合の醜い選挙戦は私の望むところではありませんでしたので、じっと怒りをこらえ、耐え続けてまいりました。当時、村議選挙に出馬を表明していた私の足を引っ張り、選挙を妨害して落選させる意図が明確に強く働いていたとしか考えられません。なぜこのような卑怯な行動に出たのか、私の上原区長時代を含め、過去にも足を引っ張ろうとすることがたびたびありました。過去のうっぷんを晴らそうとす

る感情も働いたのではないかと思わざるを得ません。チラシの内容は事実を意図的にねじ曲げ、根拠に基づかない副村長の悪巧みとしか受け取れず、まさに誹謗中傷そのものではありませんか。私を愚弄しているとしか受け取れません。他の予定候補者のチラシは自分の政策や考え、思いを訴えており、私が確認した範囲では、誰一人他人を非難攻撃することはなく、まっとうなチラシでした。残念ながら宮城ノリミツ後援会発行のチラシだけが誹謗中傷し、いたずらに村民の対立をあおるような内容で、他の候補予定者のチラシとは大きな違いを見せていました。人材育成基金の目的は条例に定めているように、有為な人材を育み、心豊かな文化の香り高い村づくりに寄与することです。間違っても選挙戦のチラシを悪用して、人を攻撃し、潰すことではないはずで、私に対するいわれのない攻撃による疑惑や疑念を少しでも晴らさなければならぬという思いで発言を続けます。

まず、チラシの中に次のように書かれています。公金である人材育成基金を公正にするため要綱を見直したとあるが、これは全くの的外れではないですか。私が不正を働いたため、それをただすために要綱を改正したと言わんばかりではないですか。あきれてものが言えません。本当に公正にするために要綱を見直したのですか。要綱を見直した真の理由は人材育成基金の内容に、産業、福祉等を加え人材育成を幅広い分野で行うためであり、これが要綱を改正した理由ではないですか。このことについては、教育委員会の会議録にも明記されています。また人材育成基金条例を改正する際の提案理由にも産業、福祉等を加え人材育成事業を幅広い分野で行うためとあり、どこにも人材育成基金を公正にするため要綱を見直したとはありません。どの文書にも見当たりません。昨年12月の定例議会の答弁の中でも副村長は要綱見直しの理由について、次のような趣旨の答弁をしています。「福祉であるとか、産業人の育成も含めてできないかという一般質問等があり、村長部局が業務を担当すべきであろうということで、村長部局へ移すついでに要綱を全面改正した」繰り返します。「村長部局へ移すついでに要綱を全面改正した」と、要綱改正の理由を述べています。問題のチラシに書いてあるように、公正にするため要綱を見直したとはどういうことですか。私を陥れるための策略ではないですか。私の目を節穴とっているのですか。不信感が募るばかりです。公正にするためではなく、教育委員会に所掌事務があったため都合が悪いので村長裁量で人材育成基金を使いやすくするために見直したのが真相ではないですか。助成の対象事業を拡大することにより、かえって人材育成基金本来の目的や趣旨からかけ離れ、基金に寄附した人々の思いが十分生かされるのか懸念しているところです。公正にするため要綱を見直したとあるが、全く根拠がなくお粗末としか言いようがありません。

次に指摘しておきますが、チラシの中に次のように書かれています。「他の公金同様、財務規則に基づいて支弁し、村の監査委員の監査を受けています」とあるが、これはまさしく人材育成事業審査会が大宜味村役場そのものの執行機関であり、外郭団体の業務でないことを示し、他の役場の業務と同じように公正、公平に運用、執行されなければならないことを副村長みずから示しています。そうであるにもかかわらず、宮城ノリミツ後援会発行のチラシに深く関与し、村議選挙に出馬を表明していた私を公務の立場を利用して誹謗中傷する行為は、法的にも重大な事案だと考えます。このことは人材育成事業審査会がまるで宮城ノリミツ後援会の附属機関か後援団体に成り下がり、到底公平で公正な運用に努めていますとは言えないはずで、公私混同、そして私物化も甚だしい限りではありませんか。人材育成事業審査会と宮城ノリミツ後援会とはどのような関係なのか、大きな不信感を抱かざるを得ません。

平成26年9月に実施された村長選挙において、当時総務課長として村の選挙管理委員会の所管課長として、公明、適正な選挙を推進していく立場にありました。しかしながら、村長は島袋幸俊氏の副村長

人事提案の議会答弁の中で、村長選挙の大きな功績を、見方によっては公職選挙法に抵触するような重大事案を感謝して答弁をしているではありませんか。再度議事録を読み直して見ますと、とんでもないことが行われていたと容易に推測することができます。あつてはならない公務員による選挙運動の見返りによる論功行賞人事ではありませんか。このことについては、平成27年第3回定例会の会議録、49ページから50ページにかけて確認できます。あまりに無法ぶりではないですか。公職選挙法第221条をよく読み直してください。知らなかったでは済まされない重大な問題ではないですか。今回のチラシの件も含め、このまま放置するとどうなるか、今後、到底公明、適正な選挙が行われるとは思えず、ますますエスカレートして悪い方向に進むのではないか、大変憂慮しております。今後の村長、副村長の態度、動向次第では法的な問題にまで発展しかねません。4年に一度は村長、村議選挙があり、公職選挙法第1条にうたわれています、公明かつ適正に行われるよう村長、副村長は率先して見本を示すべき立場の人ではないですか。いがみ合いのない、明るい選挙が行われることを強く望みます。

次に指摘しておきますが、チラシの中に次のように書かれています。議会の一般質問でたびたび指摘を受けた審査委員会会長、前教育長とあり、丁寧にもわざわざ括弧書きで前教育長と記しているではありませんか。私は公務員として35年余り務めさせていただき、感謝しております。公務を遂行するに際しては法令、規則、そして要綱等に基づき、私利私欲を捨て、公正、公平に公共の福祉のために、を肝に銘じて全力を尽くして誠心誠意取り組んできたつもりです。このことは長年の公務員生活を通して、意識しなくても自然と体に染みついており、それに反することは考えも及びません。私がたびたび指摘を受けたとありますが、私が直接かかわった業務のどこを差しているのですか。重箱の隅をほじくるような姑息な態度はやめてください。今回のチラシの内容は、私がまるで不正を重ねているかのような書きぶりで名誉を大きく傷つけられています。副村長としての品位、品格、そして資質まで疑わざるを得ません。私が直接かかわった業務において指摘されるようなことはなかったことをこの場をもって断言いたします。

次に指摘します。みずからの海外旅費をみずから決定し、自分へ交付するようなことがなくなり、公平で公正な運用に努めていますとあります。誤解を解くため私の海外旅費と記していることについてあえて説明します。御承知のように、当時、南城市、中城村、北中城村、伊平屋村、東村、そして大宜味村の6市村は海外短期留学実行委員会を組織し、短期留学のため毎年中学生、高校生をアメリカの大学等に短期留学する事業を展開しておりました。中高校生を遠く離れた異国の地に留学させるわけですから、現地の大学の様子や周辺の環境、保安状況、滞在中のプログラムの確認や新たなプログラム構築のため、さらに事業の効果を高めるためには調査は不可欠です。現地の調査なくして送り出すことは行政の無責任であり、危険も大きくなります。事前調査なくして自信を持って中高校生を送り出せません。現地での調査は飛行機を乗り継ぎながら5つの大学に及びました。その中には世界的に有名な大学も含まれています。大学の理事長や教授の皆様と意見交換をし、キャンパスの見学や多方面からの調査を行いました。現地の沖縄県人会との交流もありました。調査は余りにも過密スケジュールなため、体力的について行けないメンバーもいました。私はこのような調査をするために、その費用の一部に充てるため人材育成事業の助成を受けました。私は当時の要綱に基づき、正規の手続を経て助成を受け、その費用を調査の一部に充てたものであり、私的な旅行費用ではありません。不正に受け取ったものでもありません。そもそも行政を執行する上で、みずからの業務をみずから判断し、決定することは珍しいことでもなく、不正でも何でもありません。副村長が昨年8月に海外出張した旅費もみずからの海外旅費を

みずから決定し、自分が受け取っているではありませんか。自分のことは棚に上げて私を避難にさらす態度は理解に苦しみます。私の海外調査費用が全部公費を利用しているとの誤解を払拭する意味でもあえて説明しますが、私が受け取った助成金は、助成金交付要綱に基づいた30万円で、残りの費用、約50万円は身銭、つまり自腹を切って調査費用に充てたものであります。ちなみに、副村長の昨年8月の海外旅費98万9,200円は全て公金であることを公文書公開請求により確認しました。この南米出張は当初の計画にはなく、予算に計上されていませんでした。しかし、急遽6月議会において出張に関連する他の費用も含め、120万円以上を補正して対応をしています。財政が厳しい中、異例の大盤振る舞いでした。大盤振る舞いまでして予算確保した海外旅費は、当然村長が行くべき費用であったと考えます。なぜ副村長が行かなければならなかったのか。村民の税金、血税をこのような形で使われたくはありません。予算の適正な執行の観点から大きな疑念があります。疑念が残る副村長の南米出張こそ、今後説明責任を果たすべき事案だと考えます。繰り返しますが、チラシの中に書いてあるみずからの海外旅費をみずから決定し、自分へ交付するようなことがなくなり、公平で公正な運用に努めていますとあるのが、むしろ宮城ノリミツ後援会と深くかかわり、逆に公平で公正な運用が損なわれているではありませんか。私が不正をし、外国旅行をしたような印象操作であり、到底許すことはできません。

以上、人材育成事業審査会を私物化した私の誹謗中傷に対して、疑惑、疑念の払拭と名誉の一部回復を図るとともに、宮城ノリミツ後援会と人材育成事業審査会とが結託した策略を糾弾し、公明で適正な明るい選挙の実現を求め、詳細に反論、指摘してきましたが、人材育成事業審査委員長であります副村長は、自分自身の言動を振り返り、謝罪を述べるべきではありませんか。いつもの言い訳や言い逃れは聞きたくありません。潔くこの場での謝罪を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 大半が私に対する指摘だったと思っております。まず、チラシの件について、最初に、これまでも議会でたびたび一般質問がありました。そのときに個人的には、やはりこれは一般会計に計上して、海外旅費として計上して行くべきだろうと思っております。それはなぜかという、民法108条で双方代理の原則があります。それは議会でもそうだと思うんですが、当事者あるいは関係者の審議に入る場合は、除斥してそのあたりを審議すべきだろうと思っております。しかし、私たちはその内容までは知らないものですから、国外旅費で対応すべきではなかったかと思っております。やはりその審議会も当事者である会長は除斥して、副会長にその審議を進行させて、そこで決定し、副会長の名義で決定していけば、今のような問題は起こらなかつたらうと思っております。そういう意味で、村長のほうからチラシをこのような形で出したんだがということの相談がありました。そのときに、やはりそれは間違っていないと思っております。

それと選挙期間中、総務課長のときに、自分が選挙運動をしたようなことを言っていたんですが、自分から選挙運動をしたことはありません。そのあたりを理解していただきたいと思っております。

それとまた、上原区長時代のことも言っていたんですが、それとこれとは全く関係ないことでありますし、今謝罪を求められている上でも、私としてはそういう意味で今のチラシにも間違っていることではないと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 当然、当事者ですから、要綱というのをしっかり読んでいると思うんですけども、この中に、人材育成から本当に調査のための費用を出してもいいのかということ、疑問を持つ

てこれまで数回となく一般質問をされてきているわけですが、それで納得いかない状況の中で退職という形になって、もう選挙に突入したということもあって、そういうことでこういう記事を掲載しなければできないということになったわけです。

さっきから副村長が海外出張へ行った、これも自分でどうのこうのと言っているんですけども、これは議会の予算審議の中でもしっかり説明をして、議会の同意を得て予算計上しているわけです。その辺を誤解しないで、自分でつくったのではないんです。私が行く予定ではあったんですけども、私の日程の都合でどうしても行けないものですから、誰も行かないというわけにもいかないということで、副村長に行ってもらったというのが経緯です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） ちょっと国外旅費の、自分で決定して自分でという話がありましたが、先ほど村長からあったとおり、議会に提案して、一般会計予算に旅費を計上して行っております。それと単なる債務の行為については、双方代理の原則に当てはまらないということもありますので、そのあたりもつけ加えておきます。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 全く答弁になっていないです。私が質問をしたのは、今までの行動を振り返り、潔く謝罪をすべきじゃないかと聞いているんです。的外れな答弁はやめてください。私が今問題にしているのは、内容もそうですが、この質問事項のタイトル、人材育成事業審査会と宮城ノリミツ後援会についてです。人材育成事業審査会というのは役場の執行機関です、執行機関そのものです。その委員長である副村長が、このチラシです、宮城ノリミツ後援会発行のチラシ、その中に人材育成事業審査会が絡んで、一個人を攻撃するような態度に出ている。これが問題だと私は言っている。海外旅費とか云々とかの前よりも、まず人材育成事業審査会としてはどのような運用のあり方か、どういう態度であるべきか、本当に一個人の後援会とかかわっているか。これが非常に大きな問題であると、今問題をすり替えられて、一々細かいことまで言っていますが、そういうことまでは聞いておりません。別の機会があれば、これは詳しくやりたいと思います。

本当に自分たちが犯した行為について理解していない、全く反省の態度がないわけですが、今後は業務を進めていく上で、公私のけじめをつけ、根拠、事実に基づいた行政運営をし、さらに公職選挙法をしっかりと読み直し、公明、適正な選挙が実施されなければならないことを肝に銘じてほしいと思います。このことを指摘して質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で友寄景善議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時50分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◇ 宮城良治議員

○ 議長（平良嗣男） 次に世界自然遺産登録による問題の対策について。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） おはようございます。世界自然遺産登録による問題の対策についてお聞きします。

やんばる3村は、豊かな自然資源を有しており、世界自然遺産の登録に向けての取り組みが進められていると思いますが、世界自然遺産の登録によりオーバーユースによる自然破壊やその対策のための財源確保などの問題を生み出す可能性があると考えられていますが、どのような対応をしていくのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

世界自然遺産の登録に向けては、環境省の指導を受けながら沖縄県を主として、本村と国頭村、東村の行政と民間団体等が一緒になり、森林型ツーリズム全体構想を平成29年度に作成し、今年度より運用が開始されております。

本村におきましても独自のエコツーリズム推進全体構想を作成し、現在、環境省へ認定申請を図っているところでございます。

内容につきましては、地域ルールを定め、受け入れの方針、訪問者へ守っていただきたい事項、またガイド育成や登録制度などの事項がまとめられており、その運用において過度なツーリズムにならないよう、地域に即した受け入れ体制整備に取り組んでいるところでございます。

また、財源の確保についてでございますが、自然資源を利用し過度な利用から発生する自然資源への悪影響対策について、その活用される現場においても協力金を募ることなど、全体構想において検討しているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） やんばる地域の自然観光資源のリストにも上がっているター滝ですが、まだまださまざまな問題を抱えていると思います。しかし、今後も持続可能な観光地として来客者には安全で、安心して楽しんでいただきたいと思います。そのためにも年間を通して人員を配置し、安全管理や環境整備などを行っていく必要があります。その資金として、平成27年4月に施行された地域自然資産法を活用し、入域料を徴収することも可能かと思えます。入域料は地域自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律に規定された地域において、自然環境の保全を行う事業などの経費に充てることができることとされているので、次年度、国頭村、東村に先駆け、まずはター滝から入域料の導入に向けた取り組みを行ってはどうでしょうか。それについて伺います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 宮城良治議員の質問にお答えします。

ター滝につきましては、以前から、平成20年度あたりから大きな問題として取り上げさせていただいて、現在では平南川駐車場としてター滝に入る前の対策としてさせていただいております。その結果、駐車場利用として、今現在、2月までに9,200台ほどが駐車場を利用して、その内容で利用料も、公園の利用料として徴収できて、年間を通しての料金を取れる間が4月から11月までだったんですが、その間としての人員配置ができております。ただし、11月から、これまで冬の間につきましては利用料が極端に少なくなるということで、人員が土日のみの配置となっていて、利用料が徴収できていないという状況にはなっております。その内容からして、ター滝でこれまで問題があったものが、ごみの問題

とか事故が多々発生したというところでの対応が求められていたものがあつたんですが、駐車場ができて、その管理ができて、ツーリズムを、ツアーを安全に利用できるような普及啓発ができたことによって、事故件数が減ったという状況もあります。ただ、これから世界自然遺産登録というところからしますと、さらに利用量がふえてくるのではないかとということも懸念しております、そういったことで運用に関して、エコツーリズム推進全体構想というもののの中に、そういった利用のルール等ももう少し強化しながら定めていこうということで、今検討を進めていて、次年度から、3村では森林型ツーリズムというもので世界自然遺産に関するものでは、山に関する部分が進められているんですが、その中でも3村でのガイド、育てながら地域のルールを守っていただくような利用方法を促進させていこうというところでの取り組みをしているところです。やはり外部からの利用が、ター滝ではほぼ90%以上が外部からのツアー、業者が利用しておりますので、そういった方々への普及啓発というのが重要な課題になってくると思っておりますので、地域でつくったルールをしっかりと周知徹底させていくということが重要なことになっていくのかなと思っております。また、入域料についてでございますが、入域料につきましては地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律というのが、平成26年6月25日に公布されているものがございます。こちらのほうでは入域するところ、今回はター滝のほうは今出されまじたけれども、そういったところを特定して、自然環境の区域に指定して、入域料が徴収できるような状況になっております。それとはまた別に環境協力金という形で、各市町村で条例を定めて行っているところ、特に富士山とか協力金が徴収されていたり、山梨県の北杜市、こちらでは水がとてもきれいで、そこをツーリズムの場所としてやっているところがあつたりして、条例を制定して協力金を募るといった状況がございます。この入域料ができる法律に関しては、強制力を持つものと、任意で徴収できるものというものがあつますので、こちらにつきましては、今回、ター滝が駐車場も整備して、今運用が安定してできていくのかなとも思いますので、モニタリング等も全体構想の中で進めながら、そういった入域料、特定目的基金的なような、目的をちゃんとしっかり検討しながら、今後の資源を守っていく、保全のための取り組みを進めていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 世界自然遺産登録に向けて、ター滝の自然観光資源の活用を守るためにも、来客者に対しても必要な費用の一部を負担することについて協力を求めていくことは必要なことだと思いますので、今後の取り組みに期待しています。これで以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城良治議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に村有地の払下げと畜産業の推進について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 村有地の払下げと畜産業の推進についてを質問したいと思います。

大工又地区の畜産業者においては、水及び水源地を確保するのに大変苦勞しているようです。

畜産業の振興については、大宜味村第4次・第5次総合計画及び毎年3月に行われる村長の施政方針の中にも記述されており、農業・畜産業の発展、推進には水問題を抜きにしてはできないことではないと思ひ、これまでも再三農業用水について取り上げてきました。畜産業者にとっては経営規模の拡大を図る上でも、みずからの敷地に隣接するくぼみのため池状態の村有地を買い取り、みずから施行し、安定供給できる水源地の確保を計画しているが、村としての見解をお伺ひしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。農家や畜産業者にとって水を確保することは大変重要なことと認識をしています。

本件につきましては、当事者から要望等を数回受けています。村としての見解とのことですが、大宜味村村有林野払下げ条例に基づき、有効活用を視野に入れて検討をしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この払下げについては、村有地林野払下げ条例に基づいた検討をするということですが、この条例も、（目的）第1条には、大宜味村村有林野を住民に払い下げて、農業生産を向上せしめ、農家の経済発展を図ることを目的とするということに、ちゃんとこれは農業者に対する向上をせしめるということであつておられます。村有地の払下げも、これまでも大々的に行われたのが若夏国体前でしたか、昭和62年ごろ、そのときに国体開催を前に相当な村有地の払下げが行われているわけですが、これ以来、村有地の払下げは余り記憶にないんですが、ぜひこういった条例の目的に沿って、払下げのできる状態におければというふうに思っております。特に、この経営者はだんだん子孫に譲る体制に持ってきているわけですが、普通だったら、はい、じゃあ譲りますで終わるところですが、もう八十六、七ですかね、でもまだ情熱は大変人一倍あつて、譲るにしても全てを自分で解決し、安定供給できる体制をつくってから後継者に引き継ぎたいと。大変すごい情熱を持った方でありまして、この孫も農業大学の畜産を出て、今本土のある牧場で研修をしてきておられて、これは帰ってきて、今の規模を相当拡大したいと、全部譲り受ければですね。そこにはこういった水がなければどうしようもないと。それでみずからどうにか、特にへっこんでですね、畑にはできるような状態のない所有地ですが、そこを自分でつくり上げてやりたいという思いが相当あります。そして大宜味村では、こういったいろいろ計画書の、これは大宜味村の農業振興地域整備計画書、これは平成25年に策定されていますが、こういったものや、こういった総合計画の中にも、また畜産を推進する中でも、やっぱり悪臭の問題がどうのこうのということで取り上げられているんですが、この悪臭も、水が豊富に、自由に使える水があればこれも対策的にできると思うんです。毎日この水で豚舎、牛舎を洗い流して、こういった溜めた水をどうにか薬品処理して、この悪臭に対する処置はできると思うので、その辺の取り組みをどういうふうに村としても、今度畜産の推進における取り組みとか、いろいろ書かれてはいるんですが、もう少し具体的に、実際に持っているのか、畜産に対する取り組み、その辺をお聞きしたいんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、村有林野を払下げするための手法として、村有林野払下げ条例に基づき払下げ地域の決定を議会で、決議をしてもらって、その後に払い下げ申請がありますから、大宜味村村有林野払下げ調整委員会に諮問をして決定するというふうな手法であります。ただ、今、農家が要請してきている、池になっているところですけども、そこについては、恐らく、外間さんのほうが造成工事をして、谷間が埋まって水たまりができたという状況もあつて、その現地についてのいきさつ等を調整しながら、この払下げ条例以外にも方法があるのかどうかということも、十分、検討してみて、できるだけ何度も要請があるようですから、また村全体にそういう村有地の払い下げの申請があるのであれば、そういう風潮があるのであれば、その辺を受けて、全体的な方向で払い下げに持っていくという方法も

考えざるを得ないのではないかと考えております。そういう面ではしっかりと、農業振興の面ではしっかり土地利用を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、村長から答弁があったとおり、この地区は個人対個人の場合は到底できませんので、議会にこれは上げてやらなければいけないと思いますが、しかし、この現場を見ると、これは畑をするから私も、もしこれを払い下げ出された場合には、買う人も、私も買いたいということで出た場合には、この土地というのは、やっぱりもう見てのとおり2人しか利用価値、できるような土地ではないかと思うんです。全く別からこれを買いたいと思ったら、こっちを畑にするには何千万円、相当な金がかかる情勢になると思うので、ちょっとクエスチョンマークをつけたほうがいいんじゃないかと思って、再三、本人からも要請があったというんですが、私も再三これを、話を聞いて、大変この方の情熱に感動というか、そういう思いはぜひ実現させてみたいという思いでありました。この土地についても、いろいろ村長の施政方針でも未利用の土地についても、利用していないところの売却の検討に取り組んでいきたいということがあります。そしてこの人の情熱、この思い、こういった畜産業を子、孫に継ぐためのこの思いは聞いていると、ちょっと私、ある人の言葉を頭に想像して、ダブらせてきたんですが、私も好きな江戸末期の武士、また教育者でもある吉田松陰の言葉、好きな言葉が2つあって、親思う心にまさる親心ということであるんですが、今からの畜産に子、孫がやりたいんだけど、このおじいさんは子、孫が思うより、僕は自分のことをやって、あなたたちにやるという、この思いをダブらせました。あと一つは、夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。故に、夢なき者に成功なしというこの言葉も大変、この人の考え方にダブらせて思っただんですが、要するにこれは夢のないものは理想を持つことはない。理想のないものは計画を立てることもない。計画のないものは何かを実行することなどない。ゆえに夢のないものが成功することはないということであるんですが、この人の考えは全くこれを裏返した理想です。この人には夢がある、理想もある、計画もある、実行性もあるということで、これは例えばかえた場合に、夢あるものに理想あり、理想あるものに計画がある。計画あるものに実行がある。実行あるものに成功がある。ゆえに夢あるものに成功があるということで、この思いをこの言葉と、私自分自身ながらに感動したんですが、ぜひこういった親子、孫の物語を、ドリームストーリーが実現できて、あとは畜産業の後継に、立派に完結することを望んで質問を終わりたいんですが、そういったたぐいを、村長今の言葉も聞いてどう思うか、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 大城議員がおっしゃったとおりだとは思いますが。私もできるだけ畜産関係についていろいろ、先ほどからあったように、悪臭問題とかいろいろあります。それを改善するために、今新しい方法が、情報が入っておりまして、その辺についてもぜひ村内に取り入れてやっていきたいという思いをしております。近いうち農家とも話をして、それが実現できるように進めていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 貢 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に役場内組織体制強化について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番(宮城 貢) 役場内組織体制強化について。

役場内組織体制強化について伺います。

①組織体制の見直し等、担当課の配置・職員の適正配置を考えていますか。

②役場職員の資質向上に向けてどのような対策をしていますか。お願いします。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

①につきましては、役場全体に係る大幅な組織の見直しについては、行政改革の組織・定数班において検討し、事業等による見直しについては、これまでも村史編纂室・子ども子育て支援室、平成31年度からは複雑多様化する行政需要に迅速、強力かつ弾力的に即応するため、プロジェクト推進室を設置いたします。

②につきましては、施政方針でも申し上げましたが、平成18年に策定しました大宜味村職員人材育成基本方針に基づき、各種研修会へ積極的、計画的に取り組んでおります。

○ 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。

○ 7番(宮城 貢) 村長のほうで、今①と②についてお答えしてもらいました。

かつて役場というのは、最大のサービス産業であるということを那覇の翁長市長が、最初の1期目の当選の後に職員への訓示の中で言うております。また、村での人材を以て資源と為すというのは学校の問題ではなくて、役場内の若い人たち、ぜひとも村長の言われている研修と、あと人事交流等を通じて、中堅幹部の皆さんもいますけれども、ぜひとも若い人たちの人材育成に対して、お願いしたいと思っております。また村長のほうは、議員を長らくされて、それから行政のトップということで、今村長になっておりますが、外から見たのと、あと村に入られて見た役場内の雰囲気というか、そういうのはどのように感じられているかお聞きします。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) 現在、村長として2期目を努めさせていただいておりますけれども、やはり議員時代のときに、職員が一所懸命頑張っているんですけども、なかなか思うように、村民に信頼が十分得られないところがありました。そういうところをいかに長として、村民の思いを達成することができるといことで、やはり職員の人材育成が非常に重要な課題だと思って、私はできるだけ職員には研修と技術をつけるための資格研修等もぜひ積極的に進めていきたいという思いをしているところです。今、大宜味村の職員自体が若い年齢層が多いため、そういう皆さんがこれから大宜味村の将来についてどうしていくんだということをしつかり、係長クラスあるいは各課においてもしっかりと話し合いを進めてやってほしいという、私に対しての提言もしつかりやってほしいという要望をしながら、若い人が夢を、公務員として夢があるような職場としてできるように、そういう指導をしているところであります。

○ 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。

○ 7番(宮城 貢) 12月の定例会でも、私のほうで話していますけれども、やっぱりよそ者、若者、ばか者というものが村づくりのいろんな意味での原点だと思います。ぜひとも若い人に、この大宜味村を担っていけるような形で30代、40代といつか、なるようによろしくお願いします。

すみません、今回一般質問ということでやる中で、村民の何名かにお聞きして、今の役場の雰囲気は

どうですかと聞いたら、挨拶もきちんとできているし、役場内が大分明るくないかということも聞いております。でもひとつ、受付のほう、各課に行くと思いますが、どうにか総合受付という形で、総合的に何で役場に来ているのかというほうを受け答えできるような形もぜひともお願いしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

総合窓口のものについてですが、いろいろ改善等は年度年度でやっておりまして、今回また新たにやったものにつきましては、死亡者の受付等、今まで2階のほうに上がって、環境衛生等でやっていたところも、今は住民福祉課の窓口でできますし、また死亡届から年金、保険の解約等についても住民窓口で受付したものをそのままスライドして福祉課のほうに案内するとか、出生とかにつきましても、それぞれ住民福祉課の中で一つの流れとしてできるように、課の体制を変えるわけではなく、業務の体制の中で日々改善していっているところがございますので、またほかにも御要望等があるようであれば、課内、また課をまたがることについても課長会等で話し合いをして、改善してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で役場内組織体制強化についての質問を終わります。

次に観光協会設立について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 観光協会設立について伺います。

観光協会の設立に向け、現在の状況についてはどのようにしていますか。

2つ目に、観光協会設立までの手順、目標等のロードマップはどのようになっていますか。お答えをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

観光協会設立に当たりましては、設立準備委員会を設置し、8月から3回の委員会を実施しております。

会議の内容につきまして、村、やんばる地域、県内の観光の現状と課題や観光協会の役割、組織体制、定款などについて検討をしております。

今後は、5月設立を目標にし、法人格を有する民間組織としての運営になります。目標等のロードマップにつきましては、村の観光振興を統一した方向性をこの観光協会において、村内外に発信してもらうこと、また世界自然遺産登録後の多方面からの来訪者を視野にして、持続可能な観光地づくりとして地域エコツーリズムの体制整備に取り組んでもらうことなどを検討しております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 今現在、大宜味村内、村外からも大宜味村での観光関係の産業があると思います。現状はどのように認識されておりますか。村内の観光産業です、お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えいたします。

村内の観光産業ということにつきましては、まず大宜味村のほうでは大きな課題がありまして、大きな宿泊施設がないということがまずあります。その中から、やはり大きな経済効果というものがまだ見

受けられないということがありまして、村内の観光利用数としては来訪者ですけれども、約13万人程度ということがありまして、近隣市町村、特に国頭村では40万人を超える、東村でも25万人を超えるなどとなっておりますので、その目標に近づけるように取り組んでいくことが必要だと思います。現在の大宜味村の観光産業の大きな取り組みとしては、農家民宿の民泊事業がありまして、こちらが昨年度まで、ちょっと正確な数字ではありませんが、4,000人以上が受け入れられていると。次年度はさらにその倍に近い契約数があるということを見込まれておりますので、そこを中心としながらやんばるビジターセンターのほうで受け入れをして、村内にエコツーリズムを展開できるような事業者、またガイド育成に取り組みながらエコツーリズムを進めていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、課長のほうからある程度説明されましたけれども、実は観光振興について、大変いろんな話が出てきておりまして、塩屋の大宜味ユースセンターの中西さんのほうも準備を進めていまして、学校のグラウンドにコンテナハウスの設置をして、4月ごろに、4月の後半になるかと思うんですけれども、その辺に設置をして宿泊ができるような体制をしたいということで、きのう、おとついでしたか連絡がありまして。今、与論、沖永良部の定期便ということで高速艇のほうを国、県に要請しているところで、恐らく15日に総合事務局へ行きます。その中で方向が見えるかなと。あるいは許可が出るのが恐らく20日ごろじゃないかということで、きのう船長に会いましたら、そういう話をされていました。そういうことで奄美群島との観光振興も今後拡大していくのかと思っています。そういうものと、さっきもあったように、やはり早い時期にホテルの建設についても取りかかってもらうように強く要望していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 観光協会設立に向けて、懸念されることはやっぱり運営する財源、人材の確保だと思います。このほうはどのようになっておりますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えいたします。

財源につきましては、今回、平成31年度の新年度予算に人件費が主になるんですけれども、予算を計上させていただいております。ただし、この人件費が主になるんですが、観光協会ができるのはやはり行政と違うところで、利益を上げることもできますので、村の委託、指定管理とかそういったこともできますし、また県とか、ほかの団体とか、何かの事業がまた受けられることとなりますので、自主財源の確保に努めてもらいながら、我々がしっかりその体制をバックアップしていくという体制で取り組んでいきたいと思っております。

（「人材のほうは」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 申しわけありません。人材のほうは、この体制としては理事会組織になります。理事組織がありまして、村内の観光業に関係する事業者、団体とあわせて理事会組織を設けます。そこでまた事務局が必要になってきまして、事務局長、事務局次長、事務局員という形で、3名の体制を予定しておりまして、またそれだけでは近隣の状況も踏まえながら、今後の運営に関すると、3名ではどうしても足りないというところもありまして、予算の中にも計上させていただいておりますが、総務省のほうからの対策、過疎対策の集落支援員という制度を活用しまして、そこにエコツーリズム

ムを推進する部門、また観光を推進する部門ということで、そこに2人ずつを配置するということで予定しております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで観光協会設立についての質問を終わります。

次に人口目標実現に向けた政策課題の取組について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 村の計画で2025年に3,200名の人口目標に向けた政策課題の取り組みについて伺います。

人口目標実現に向けた政策課題の中で条例制定、改正等はありませんか。

2つ目に、人口増に向けては雇用関係の充実、住宅事情はどうなっていますか。

この2点をお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

人口目標実現の取り組みといたしまして、企業誘致を積極的に展開し、民間アパート誘致も行ってまいりました。

また、子供を産み育てやすい環境づくりとして、出産祝金の支給、不妊に悩む方々への治療費支援の制度整備を行ったところでございます。

雇用環境の充実につきましては、第一次産業におきましても新規就農者への支援を行っております。

また、企業の立地促進を図るための企業立地促進条例が整備されておりますが、今後、村民の雇用を促進させる条例などを盛り込んだ改正を検討しているところでございます。

住宅事情につきましては、結の浜地域においては民間アパート建設が進められておりますが、各集落を含む村内の空き地・空き家を活用した住居環境整備について取り組んでまいります。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 人口増というか、大宜味村が発展していくということであれば、条例の改正等、また行政と議会の取り組みとして進めていくこともあると思います。その件に向けてまた議会のほうとタイアップして、よろしくをお願いします。

あと住宅事情ですが、今空き家とかがかなりあります。これに向けて、よく言う農地とかの問題も法律的な面でかなり縛られるということで、空き家の面も法律的な面で縛られるということで、このことについて大宜味村の実情に合ったような、必要な条例とかがあるかと思うんですが、このことについて検討されていますでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えします。

空き家対策、空き地のほうも含めてですが、こちらは国のほうでの空き家対策特別措置法というものが制定されて、各市町村のほうでは、他の市町村のほうではこの協議会を設けて条例も制定して、運営しているところがあります。私たちのほうでは、大宜味村のほうではまだこの条例等を整備していませんが、昨年度、まずその一つの取り組みとしては空き家を活用した改修補助金等を整備させていただいて、平成30年度につきましては1件、村内流出防止というものを手がけさせていただいております。今後もその事業としては継続させていただいて、できる限り、できれば村外移住者というものをこちらのほうに入れていきたいと考えておりますけれども、なかなか空き家を活用できるという、できる空き

家がないという現状がございまして、うまく契約までいかないという状態が続いていって、移住者が受け入れられないという課題があります。その中で平成31年度、今年度協議会を立ち上げる予定でございましたが、それがなかなかできなくて、31年度に事務局体制を設けて、空き家対策協議会というものを立ち上げることにしておりますので、そちらの中でまた検討を進めながら、空き家の活用、空き地についても検討していきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 今、協議会を立ち上げるということですが、この協議会の構成メンバーとか、そういうものはもう、選定というか、どのような範囲、どのような広がりなのかを教えてください、お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 基本的には行政担当と区長、17字の区長、それと例えば宅建を持っている専門家の方をアドバイザーとして入れていくということになります。あとは法的に、専門的な立場になったりとありますので、こちらはまた慎重に選定しながらやっていきたいと。この課題につきましては、やはり集落の課題が大きくなっていくと思います。今、空き家が各地域にありまして、民泊といわれている、農家民宿ではない民泊事業もふえてきている中で、各集落のほうからも問い合わせが来ている状況ですので、何か懸念があるということも話は伺っていますので、そういったことも含めながら空き家の活用が、やはり地域に住んでいい状態で地域振興が進められるような取り組みをこの協議会で進められたらと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城 貢議員の質問を終わります。

◇ 安里重和 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に企業支援賃貸工場原状回復について。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 続きまして、私のほうから質問したいと思います。

企業支援賃貸工場原状回復について。

大宜味村企業支援賃貸工場A棟1号室の契約を解約してもう丸2年が経ちますが、いまだ全く原状回復の様子が見えないがどうということなのか。前回の一般質問での答弁は年度内において弁護士と相談しながら、何らかのめどを見出せるようにと、行っているところだとの答弁でした。次の2点についてお伺いいたします。

まず1点目に、その後の進捗状況をお願いします。

2点目に、原状回復について、妨げとなっている原因は何か。解決の見通しはあるのか。具体的な答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

弁護士との委託契約を行い、A棟1号室内に現存する設備等の所有者に対して撤去の通知を行い、現在返答を待っているところでございます。

原状回復の妨げの原因につきましては、退去となった事業者が設備投資のために関係のあった金融機関、関係企業との間で整理がついておらず、設備が残ったままとなっております。その設備についての

権利を主張しているが、撤去をしないことなどがあります。

そのことについては弁護士により、法的な関係を確認していただき、現在、整理した上で撤去に向けて手続を行っているところでございます。

今年度の解決ができるように取り組んでおりますが、設備所有者との調整内容によっては法的な手段の選択も必要であるとの指摘を受けております。

しかし、その手段につきましては、大きな費用がかかってまいりますので、慎重に進めさせていただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 答弁ありがとうございます。

ちょっと余談になるかもしれませんが、私がブルーオーシャンズの社長の中田さんが最後に言った言葉がずっと頭の中によぎっているんです。私は大阪から大宜味村に何をするために来たのか。独り言で、わかった私は大宜味村に破産しにきたんだと、そういう言葉を言っていました。

さて、今、村長が答えたこと、撤去の通知の件ですけれども、私のところにこのような文書があります。大企第372号、平成30年7月17日、企業支援賃貸工場明渡に伴う署名、押印のお願いについて。前文は飛ばします。契約書第11条第2項に基づき、貸主大宜味村において原状回復を図ろうと考えておりますが、その作業には工事設備などの撤去及び撤去した物品の保管などに多額の費用が必要になると見込まれるなど、困難な事情があります。そこで貸主としては貴社から別紙内容の所有権放棄及び承諾書を徴することができましたら、より円滑に原状回復作業を進めることができるものと考えています。どうぞ、貸主の意図とするところを理解くださいますと、御協力のほどよろしく申し上げますという文書があります。

その所有権放棄及び承諾書、1、当社を借主、大宜味村を貸主とする平成25年5月13日付、大宜味村企業支援賃貸工場使用契約書に基づく賃貸借契約が平成29年3月14日合意解約されたことを確認する。2、当社が前期契約に基づき、別紙施設目録記載の施設に設置、または搬入した当社所有の設備及び有体動産のうち、平成30年6月末現在、本施設に残地されている設備及び有体動産については、貸主においてその交涉及び処理（引き渡しを含む）に当たることを承諾し、当社は貸主の執った処理方法について何ら異議を述べないものとする。以上、平成30年7月28日、株式会社ブルーオーシャンズ、代表取締役中田裕久。しっかりとほんこを押された資料もあります。

現時点で、先ほど村長が述べた撤去を通知しているということはちょっと納得がいかないんですが、それはどのようなことでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えします。

ただいまの文書につきましては、ブルーオーシャンズのほうとの契約の内容で、そのブルーオーシャンズが契約している設備は各設備に対する、各企業、また債権者、金融機関などから放棄をするものではなくて、ブルーオーシャンズが賃貸工場に入っている内容を大宜味村のほうで撤去の手続を進めさせていただきという内容での委任をもらっている文書になっているものです。今現在執り行っているのは、ブルーオーシャンズのほうが各設備について、独自で設備を購入するに当たっての契約、各事業者、例えば飲み物をつくる機械をブルーオーシャンズと、あるA企業が契約をしていました。その権利を私たちの手続をするという内容にさせていただきますとなっていますので、その権利を主張している

方々と、我々大宜味村のほうが弁護士を通じて手続をさせていただいていると。なので、ブルーオーシャンズのほうからはこのことに関しては異議が言えないという状況になっております。ブルーオーシャンズのほうは、もし何か、今ある設備を持っている方々、残っているのが3件から4件ということがわかっているところはあるんですが、その方々が異議を申し立てる場合は、実は私たち大宜味村のほうにではなくて、ブルーオーシャンズのほうに異議を申し立てなければいけないという状況でもありますので、私たちは円滑に進められるようにブルーオーシャンズからの異議がないようにということで進めさせてもらう文書になっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今の話では、ブルーオーシャンズと大宜味村は全く、もう関係がないということですか、単純には。また、あまり回数も言えないものですから、ちょっと再度質問に答えてもらいたいと思います。

原状回復は、実質大宜味村が行うのか。それとも原状回復費用はどうするのか。もう一つ、公募の予定は。もう一つ、物すごく怠慢だと思う資料があります。大企第518号、平成30年9月20日、大宜味村企業支援賃貸工場、使用料滞納分明渡損害金、工業用水使用料及び消火ポンプ施設管理費相当分の納入についての通知です。この日付がはっきり言って何なのか全くわかりません。見出しのことについて、下記の金額を別付納付書により、平成30年3月29日までに納付してくださいと。この文書をつくった日は9月20日ですよ、平成30年の。これは投函した日が平成30年11月13日です。なぜそこまでほったらかしておくのか、それを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えします。

まず、原状回復を村が行うのかということになりますけれども、今手続を進めている中で、原状回復につきましては、そのときには村がやるということは想定しておりません。手続の中で撤去を求める通知を出させていただいておりまして、その撤去に関して連絡を受けているところもありますのと、あとまだ連絡がないところがありますので、その状況を踏まえて、今後、弁護士と一緒にあって、対応策を検討してまいりたいと考えております。

あと、また納付書、通知でございますけれども、起案日が9月、送付が11月になった件ですが、内容を確認しながらやったということもあっておくれたかと思いますが、実際のところ、おくれた経緯というのは私のところで把握できていませんので、大変申しわけなく思っております。

○ 議長（平良嗣男） 安里重和議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭にお願いします。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 先ほどお願いについての文書を読み上げたんですけれども、所有権及び承諾書を徴することができましたら、より円滑的に原状回復作業を進めることができるものと考えていますと、これは村が発した言葉ですよ。それというのは、今の言葉とつじつまが合うんですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） この、基本的には撤去、原状回復につきましてはブルーオーシャンズがやるべき行為だとは認識しておりますが、ただし、そのブルーオーシャンズのほうには、その能力がないということをブルーオーシャンズ、当時の社長と話をしながら進めて、その中では撤去に相当な時間がかかるだろうということもありました。なので、承諾書をまず、委任的なものですね、我々に手続

をさせてもらうということをお願いした文書がありまして、それに基づきながら、今弁護士とも法的なものを確認しながら、手続について進めさせているということになります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前 11 時 58 分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 30 分）

◇ 吉 浜 覚 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に平和、生活、自然環境及び県民投票で示された民意に対する姿勢について、8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 一般質問の冒頭に誓いを述べさせていただきます。

昨日の3月11日は、東日本大震災から8年となりました。震災では死者が1万589人、行方不明者は2,533人に上がった。避難者は今でも全国で5万人を超え、深い傷跡を残したままです。岩手、宮城、福島の被災三県ではいまだに1,700戸以上がプレハブ仮設住宅での生活を余儀なくされ、まちの再建もおくれて、復興までまだ道半ばであります。東日本大震災の後にも熊本震災、西日本豪雨、北海道地震など立て続けに発生していることが国民の危機感が増し、大震災が残した不安は過去ではなく、現在進行形なのであります。地震などの災害は断層帯が存在する沖縄でも例外ではない。日本列島どこでも、いつでも起こりえる、日ごろの防災と対策を徹底することが肝心であります。東日本大震災で被害に遭われた方や遺族に対して、改めて御冥福を申し上げるとともに、一日も早い復興を願うものです。また私たちは災害で多大な被害に遭ったことを反省し、その教訓を生かした災害に強い地域づくりを推進することを誓います。

では、平和、生活、自然環境及び県民投票で示された民意に対する姿勢についての質問をさせていただきます。

2月24日、米軍普天間飛行場の移設に伴う辺野古沿岸部埋立ての賛否を問う県民投票が執行され、埋め立て「反対」の得票が投票総数の71.73%、43万4,273票に達した。本村でも埋め立て「反対」の得票が投票総数の79.68%の1,220票に達した。反対票は、県民投票条例で結果を尊重し、総理大臣と米国大統領への通知を義務づけた投票資格数の4分の1を上回る37.63%に上回った。

3月2日、琉球新報の県民投票の結果を日米両政府は尊重すべきかとのアンケートによると、村長は「どちらとも言えない」と回答しているが、村長の平和、生活、産業、自然環境及び県民投票で示された民意に対する村長の姿勢を次のとおり伺います。

1つ目に、2013年1月28日に県議会、全市町村長、全市町村議会などの連名で内閣総理大臣に、米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念することやオスプレイの配備を直ちに撤回することなどの内容を記載した建白書を県民総意の米軍基地から負担軽減を実行するようにと提出しているが矛盾はないか。

2つ目に、2017年12月に、憲法9条の碑を建立しているが、建立した趣旨に矛盾はないか。

3つ目に、やんばるの森は自然遺産や県民の水がめとなっており、とてもデリケートで貴重なゾーンである。また、自然を生かした観光産業も振興しているが矛盾はないか。

4番目に、憲法、法律や県条例に基づき米軍普天間飛行場の移設に伴う辺野古沿岸部埋立ての賛否を問う県民投票が執行され、反対の民意が示されたが、尊重しないのでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1番、2番、3番については、矛盾はないと思っております。

4については、現在、どちらとも言えないというふうに私は思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番、2番、3番、矛盾がないと。私のほうに最近、連絡があったんですけれども、先週の金曜日ですか、3月8日午後12時半ごろ、埋立地の上空から米軍の戦闘機と思われる飛行機が飛んでいたそうです。それで操縦士も顔が見えるぐらいの低空飛行で飛んでいたと。そういうことで、今進められているやんばるの森とか、辺野古の埋め立てのものについては、伊江の、米軍の訓練場、辺野古、高江とトライアングルで、上空を飛び交う訓練が今現在もなされています。失礼、辺野古は別、辺野古の埋立地じゃなくて、キャンプ・ハンセンのほうからも飛び交って、現在もやっておりますが、それが非常に頻繁になって、常に戦争さながらの、想定した訓練が行われるというふうに私は認識しております。またこれは県民もほとんどの方が認識していると思います。

あと高江で墜落したとか宜野座で墜落して取水ストップ、そして立ち入り禁止とか、いろいろそういう状況になっているわけですから、お互いが今、沖縄の将来を考えた場合、この建白書を出したのは安保反対の方も、容認している方も、過重な負担はやめましょうということで建白書を出しているわけですから、私たちが言っているのは、この県民投票に示された反対というのは、特に宜野座、金武、伊江、大宜味、東、国頭の投票行動が新聞にも表示されて、宜野座村などは隣近所で特に反対の票が多かったと。当然それは、私たち地域住民が感じ得ることであって、また私の隣には東、高江から、もうあそこには住めないということで引っ越してきているのが現状です。それで上空からそういうふうに行えば、とにかく生活も脅かされる。そしてまた観光地だというのに、訓練がなされていたら、癒やしに来たつもりだけでも、訓練場の中を観光に来ているというふうに、そしてまた県民の水がめでもあるし、直接生活に直結すると考えております。

それとあと、どちらとも言えないについては、憲法で民意のことで、国民の権利で、第11条で基本的人権の享有、国民は、すべての基本的人権の享有（きょうゆう）を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。さらに97条、基本的人権の損失、それから98条、憲法の最高法規性と条約及び国際法規を遵守することもあります。その中で、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。それがどちらとも言えないと。住民があれだけ反対して、それに背いてどちらとも言えない。私には、先ほどの1番、2番、3番の矛盾、村長は前村長が取り組んでなし得なかった憲法9条の碑も、そこから平和を発信するというで建てたんじゃないんですか。その1番から3番の矛盾と4番のどちらでもない点については、私はおかしいと、もう一度、今

私が言ったものに対して答弁いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、吉浜議員からその件について、もう一度ということでもありますけれども、私は、反対は当然多いんですけれども、賛成の方もいます。以前にこの件については、県も名護市も同意をして進めている中で、一自治体の長が選挙結果がこうですからこうなさいということは、私は今の自分の立場からするとと言えないというのが本音です。そういうことですので、御理解いただきたいと思います。

（「4番の件も」と呼ぶ者あり）

（「一緒です」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、村長は国が進めていて、村には賛成の人もいるからそうは言えないというような立場でしたけれども、この埋め立てについても、大浦湾には活断層もあると、その海底には軟弱地盤もある。そして沖縄高専、久辺小中学校、久辺郵便局、集落等は米国の安全基準である高さ制限にも抵触している。児童生徒と住民の生活、財産をないがしろにしている。そしてまた、辺野古新基地は滑走路が1,800メートル、普天間基地が2,800メートル、それで完成しても前の稲田防衛大臣は普天間基地は返さないと、要するに緊急時の場合はそれは用を達しないので、それを確保できるような施設がない限り普天間基地は返さないと行って、それほど問題を抱えて、また許認可事項の問題で、今、国は、法や制度を無視して進めているような状況の中で、ほかの自治体の首長は、この県民投票の件を尊重するとか、いろいろ言っているんです。そのことが言えないこと自体が、私は村民や県民の、この先ほど言った憲法の基本的人権、それから憲法の最高法規性と、守るということから逸脱していると思います。これだけ沖縄は押しつけられて、ほかの都道府県ではだめだと言ったらだめになるんですけれども、沖縄はこれだけ過重な負担を強いられて、これから、この建白書を出したころには、基地は沖縄の経済の発展の最大の阻害要因と言われているのに、村長がその態度で本当にいいのか、再度質問します。ぜひ、私は改めて反対だというふうな期待を込めて言いたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員、私とあなたの意見が相当変わると思います。私は私なりに政治姿勢を持っております。反対しなさいということと言われても、私は今、国に対して要望するような事項というのも多々あるわけです。その中で、本当にこれを意思表示した場合、どういう弊害が出てくるかという心配があるものですから、今こういうふうに賛成とも反対とも言えないということを行っているわけです。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いいたします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、先ほど村長が言われて、国にいろいろ要望があるから、反対とも表示できないと。それでどちらとも言えないということで話されたんですけれども、それがなければ私は基本的には村長は反対だというふうに認識をします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で平和、生活、自然環境及び県民投票で示された民意に対する姿勢についての質問を終わります。

次に産業振興について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 産業振興について。

生産者が安心し、納得のできる安定生産に向けての具体的な施策を問う。

シークワサー産地振興について。

①シークワサー放棄地から発生する病害虫等の対策はどうするのか。

②村農産物加工施設や他工場、学校跡地利用をしたシークワサー関連事業者との関係はどうするのか。

③村シークワサー産地振興協議会の趣旨にのっとり、組織立てた取り組みをどのように展開するのか。

2、カラギ活用推進プロジェクトを立ち上げているが、どのようにして振興していくのか。

①植林及び生産をどのようにするのか。

②製品開発、製造や流通をどのようにするのか。

③カラギの効力についての啓蒙をどうするのか。

3、最近の産業まつりは、福祉まつりとの合同開催や国頭村の産業まつりとの同一日開催と、実施もしないシンポジウムをポスターに掲載しているが意図は何か。今後、産業を充実させ村単独の産業まつりの開催はないのかの答弁を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1の①については、耕作放棄地より発生する病害虫等は確認できておりません。

1の②については、加工施設等については農家と契約に基づき受け入れされている状況で、今後も今までどおり維持します。学校跡地を利用した関連事業者については、必要に応じた対応をします。

1の③、今後も販売促進を中心に行ってまいります。

2の①について、平成28年度より優良品種の選定、挿し木、鉢上げを行っています。植林については今のところ予定はありません。生産については、村カラギ協議会を中心にふやしていく予定です。

2の②について、製品開発については、平成29年度より試作品をつくっています。製造や流通については平成31年度事業において検討していきます。

2の③について、平成31年度産業まつりにおいて発表の場を設けたいと思っております。

3について、シンポジウムの記載については実行委員会の中でシンポジウムを検討していたところですが、実施することができませんでした。今後の開催については、現行どおり開催を予定していきます。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） シークワサー放棄地から発生している病害虫等の対策はどうするか、確認とれていないということでしたけれども、前の一般質問などで話されたら、課長から病害虫の件は出ているということで、そういう話はしていたけれども、それが確認とれていると私は認識しております。

それで、じゃあどういうふうにするかと。前はこの時期時期に、農薬の散布の時期も周知して一斉でやっていこうという話で、無農薬とか農薬にどちらかという敏感に拒否反応する側がいたのかなものかということもありました。だから耕作放棄地から病害虫が蔓延して、今はよほど手入れしなければ、シークワサーは病害虫に枯れていくと、以前の状況ではないと思います。その辺は前に課長も言われたように、この病害虫はやっぱり出てきているということをおっしゃっておりますので、その辺は村長、認

識が違っているんじゃないかと思っております。

それで前に、村長は1期目の政策でこのシークワサーの一元集荷とかいろいろ言っていたけれども、今は現実的に厳しいと、農家が契約してやっていくんだという、この方針を変更して説明しておりますけれども、やっぱりこのシークワサー産地協議会の中で、全体的にどうやっていこうとか、前はみんな集めてからやっていたわけですから、先ほどの問題がどういうふうに耕作放棄地から発生する問題とか、今後、2代目、3代目にシークワサー産業を継いでいこうとか、そういうふうな話が一堂にできるような状況があるべきだけれども、村長は今の役員体制だけでは集まりでいいと言うんですけれども、農協などは会場いっぱい生産体制の話はするんですけれども、農協だけではなくて、それぞれ農協の人たちも、それ以外の方々もやっぱり一堂に集まって問題意識を出して、これからのシークワサー振興をどういうふうにやっていくのか、それぞれ農家、加工業者、流通も含めた、行政も含めたことで展開していくのが産地協議会の趣旨であって、そういうふうな形でシークワサー産地協議会の総会がやがてあると思えますが、それを踏まえた上で全農家に声かけして、総会ができるようにやっていただきたいけれども、それを一応、どういうふうにするのか話していただきたいと思えます。

それからカラギを、カラギ活用推進プロジェクトを立ち上げて、今振興しているけれども、挿し木などを行っていますけれども、植林の予定を今していないということは、これをどういうふうに展開してやっていくかというイメージが全く、行政上として欠如していると思えます。午前中に夢、それから計画、実行、成果だという話をする議員もいました。それをイメージして事業は推進していくはずですが、この植林のほうで私がこだわっているのは、農業でやった場合については、補助事業がつくのか、林業でやった場合は林業を樹種の種目でやれば補助事業が展開していて、これからまた世界遺産の問題でどういうふうに村有地を活用し、また個人の山を活用してやっていくか、その辺のイメージもしないと、じゃあカラギの挿し木苗は今やっているけれども、どういうふうに植えていくというのが見えていませんで、再度、この辺も話をさせていただきたいと思えます。

それから発表の、カラギの効力について近々発表するといっておりますが、先ほど産業まつりのシンポジウムについて進めていたけれどもできなかったというけれども、これはことしだけではなく去年もなんです。同じですよ。2年間のポスターを持っているけれども、チラシ。2年間ともシンポジウムをやっております。ただし、それらしき話があったのは選考の問題だけじゃないかと。過去に産業だけの1本のものでありました。それから参加している人たちや参加する人から、両方行くのも大変だと。食べるのも、1人が食べるのも限度があると。だから1カ所で楽しみたいと。充実させることが大切じゃないかと思っております。それでなぜ同一日に充てて、忙しくさせるような感じになるのかと、ここで一日中携わってまつりをやると。それとあと、カラギの効力の発表の場があるというんですけれども、このときに、シンポジウムにカラギ、あれだけ現場で売っているところでアンケートをとったりしているけど、ゆっくりシンポジウムもやって、こういうことだからということでアンケートをとるというのも1つの手じゃないかと。またシークワサーについても過去はそういうふうにはやっていたんですけれども、村長はシークワサーはきちんとやるというスタイルでこうやってきたんですけれども、先ほどの学校施設跡のシードルの話とか、いろいろシークワサーにかかわったものをやろうという話をしているわけだから、当然、村民によくわかるように、産業まつり1本に絞って、産業について集中してもいいんじゃないですか。また何日後には、農協の支店まつりもあるんです。むしろ福祉と関連するよりは農協の産業まつりと一緒になって、この産業のものが一堂に集まって、終日そこで祭りを楽しめるとい

うパターンをつくってほしいと思います。再度、その件も含めて答弁をお願いします。

それからこれ3月10日の新報の新聞で、健康長寿へ多彩な提案、名護名桜大学生らが発表、この名桜大学健康プロジェクト in 大宜味と題した学生の研究発表会と特別講演が催された。人間健康学部スポーツ健康学科の4年のトグチミナミさんが発表した。トグチさんはカラギ茶が食後の血糖に与える影響を村民の意識調査や研究データをもとにカラギの葉についての実証した糖尿病の予防、効果を紹介した。だからフクチさんはやんばるで昔から愛用されているカラギ茶に血糖値を下げる能力があるのではないかと思った。地産地消も役立つと述べた。また人間工学のコウチ教授が介護予防で健康長寿、いつまでも自分の足で歩ける体力をと題して講演した。健康からのもそういうふうにできるわけですから、名桜大学がもこのカラギ茶の講演をするわけですので、事業を進めている大宜味村が先頭になってこの可能性のものをみんなにピーアールして、ぜひ進めてもらいたいと思いますので、ぜひこの3番目の産業まつりについての、またどういうふうにやっていくかというふうな答弁をいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 吉浜 覚議員の質問にお答えします。

まず、1件目の病害虫の件ですが、ちょっと認識の違い、ちょっとずれがあるのかなと思いましたが、今耕作放棄地から発生する病害虫の対策ということを開かれたものですから、今年度産のシークワサーの中で、この病害虫の発生があったかどうかを、ちょっとここで確認して答えた状況です。調査としては、シークワサー協議会でやっているHLBというのを調査員との状況の確認と、それとJAの指導員から聞き取りしているところと、また自分で園地を少し回ったところでの状況で今回確認したんですが、JAのほうでもほとんど耕作放棄地からの病害虫の発生はなかったということで、今回このように答えています。

それと次に、カラキの植林についてということですが、平成28年度からカラキプロジェクトを立ち上げているわけですが、当初はやっぱり植林を持ってやってもいいんじゃないかという考えを持っていました。ところが今、カラキの挿し木を行って、発芽する率が、非常に低いんです。当初予定していたよりもかなり低い状況が起こってきて、それとまた挿し木した後の鉢上げ、その時点でも非常に、うまくいかないという表現ではないけれども、活着率が低くて、去年の10月の台風あたりでは挿した苗が、風害もあると思うんですが、特に塩害あたりはかなり弱くて、そこら辺、思ったほどの成績が出せていない状況です。それとやっぱり、鉢上げから定植に持って行く中でも、例えば造林事業とかになると植えつけをして、年に一度か二度の手入れぐらいでしかないんです。実際そういった形でやると、育てきれないんじゃないかということもありまして、今現在ではカラキ協議会のメンバーでもって増殖をしてもらいたいと思っています。ただやっぱり、技術的な面がまだ確立できていないところがあるものですから、今しばらく研究しながら進めていかないといけないような状況です。

それとシンポジウムについては、実行委員会の中でシンポジウムを組もうということでもって行ってきたんですが、実際にはその日までできないような状況になって、本来ですと、印刷に回す段階でチェックして落とすべきところでしたが、そのままいってしまっただけで本当に迷惑をかけています。それと国頭との合同開催ということですが、これについては、当初大宜味がやっていた日程に、国頭のほうから一緒にやってもいいのかという問いかけがあって、やっぱり相乗効果もあるという考え方で行っています。実際、国頭の関係者を聞くと、大宜味と同時開催して参加者というか、非常に賑わっているということを知っています。それとカラキのシンポジウムということですが、カラキの効力、これが実際、

使っている方が効くとかそういうことを言っているんですけども、やっぱり根拠が示せないところがあって、これも今の段階で公というか、そういった何に効きますとか、そこら辺言えないのが現状です。去年の祭りの中でもカラキ協議会と提携して、アンケートとか意見とかいろいろ集約して、去年、ことし、2カ年資料を蓄積してきていますので、そういったことを来年度の産業まつりの中で発表したいと思っております。以上です。

（「シークワサー協議会の総会全体を…」と呼ぶ者あり）

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） すみません、総会につきましては、会則に基づいて行っている状況です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほどシークワサー放棄地から発生する病害虫等の対策をどうするのかということで、私、放棄地から断定でやっているんですけども、などということ認識していただきたいと思えます。訂正します。やっぱり無農薬とか、ちゃんと無農薬なりの生産のやり方じゃなくて、そこから発生するという形で、中には農家から聞こえています。だからその辺は、先ほど課長が答弁した、ちょっと認識のずれがあるんじゃないかという話だったので、これは改めて訂正します。

そういうふうな形で、やっぱり、まず最小限に農薬を使って栽培しているけれども、よそから病害虫が来ると、これは別にシークワサーに限ったことではなくて、ほかのところからもあります。その件は訂正して、再度、先ほどシークワサー協議会の総会は会則にのっとってということでしたけれども、以前はみんな農家の人に来ていて、役員会じゃなくて、来ていたわけだから、予算にも前指摘したように、会費等ということであって、徴収はしていないんですけども、このシークワサー協議会は農家みんなと農家の生産者と加工場、行政も含めた組織だという認識で、それが趣旨で、規約でそうなっているからということで、今やっているのがわずか20名ぐらいでしか今やっていないという資料があるわけだから、もとにどうしても戻していただきたいと要望します。これはずっと言っていることです。もし、規約がおかしいならば規約改正してやればいいんじゃないですか。

それとカラギの効用については2年前の文藝春秋の11月号にカラギの効力とかテレビなどにも出ております。だからその辺の問題をきちんと話をするのが筋じゃないかと。それからこの挿し木について、台風とか影響もあり、活着率が悪いと。当初はこのハウスをして、それをやろうということで予算計上していたんですけども、予算減額して、カットしておりますよね。それでもしできないにしても、やっぱり活着率を上げるためにはどこかにこの施設のあるところに利用してやるのも必要じゃないかなと。また植林については、実際、将来に向けて植えた人たちがほったらかしたり、いろいろやった場合については、将来、問題も出てくると思います。村有地にクヌギを植えたりもやっていて、今、シイタケ農家もないような状況の中でじゃあどうするかと、やっぱりその辺は村有地にでも私はきちんと植える方向性を出して、今後、力強い生産基盤を確立していくべきだと思っております。

この祭りについては国頭と同時開催ということでしたけれども、国頭は文化展と産業まつりが一緒でした。最近はどんどん産業のものが充実し、道の駅と連携しながらこの森林公園の問題と展開して、一本でできるように充実してきております。そういう意味でも私はメニューをどんどん、この産業を出していけば一本でできると思っているんですけども、私が両方参加したときには、大宜味の染色農家などが国頭で、森林公園に携わって染めのものとかやっているんです。それで大宜味だけで本当やろうと思えばできると思えます。いぎみていぐまだって工芸者の中からはオクラレルカが咲くころにじゃなく

ても、芭蕉とかあらゆる工芸の人たちが本当にまともなれば、オクラレルカとセッティングしなくてもできるんじゃないかと。そういう充実もあるわけだから、最近南風原の、この緋の伝承生がこの緋を着て、終了式かな、紹介されていたんですけども、産業まつりで、うちのところも後継者事業をしているわけだから。そういうものを、今ある資源を活用してやれば、私は単独でも十分やっていけると思っていますので、再度この辺も検討して返答をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 何か意味がさっぱりわからなくなってきたんですけども、産業まつりと福祉まつりが一緒になっているのが、聞いていて、何か非常に悪いような感じを受けるんですけども、やっぱり人を集める、村民を集める効果というのは、福祉まつりと産業まつり一体としたほうが参加率は多いんです、一昨年あたりから。それと国頭村と同一の日にやっているということは、村が別に一緒にやってくれということは言っていない、共同共催でもない。国頭村は国頭村、大宜味村は大宜味村の祭りなんです。これを向こうに、国頭村にうちの村と一緒にやらないでくれということは言えないと思えます。そういうことです。

カラキの挿し木関係については、喜如嘉のほうから3名ほど組合関係ですけども、3名雇用して、このカラキの挿し木とか、あるいは管理をしてもらっているんですけども、この増殖についてもいろいろ失敗もあるようですけれども、ぜひこの辺については、できるだけ多くのカラキ挿し木が成功するように頑張ってもらいたいと思っております、挿し木が十分できると、やはりどういうふうな形で農家に増殖をして、植えてもらうかという仕組みを、これから協議会と協議しながらやっつかない、今の段階ですぐどうするんだということは質問にあるように、それは今のところではちょっと厳しいのかと思っております。カラキの効能については先ほどからありますように、いろいろあります。これについては製品管理や製造関係について委託して、いろいろとやっているの、その辺が出てくると、しっかりと大宜味村の特産品として活用できるのかなというふうには思っておりますので、その辺御理解いただきたいと思えます。

（「ハウスの活用は」と呼ぶ者あり）

○ 村長（宮城功光） これについては、今後、やはり補助事業でないとなかなか厳しいところがあるので、その辺について、これから事業が導入できるかどうかというのも県と調整もしながらやっつかたいと思えます。それと病虫害の防除の問題ですけども、先週あたりから県の防除センターも一緒になってキジラミですか、ゲッキツについているものの、その予防というか、防除を約10名ぐらいですか、村内全部やっつかしているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭にお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど質問した件について、村長、ハウスは撤回しておりますので、もしあれだったらほかのを借りてからでもやれるとか、そういう方法も模索してほしいということで質問しましたので、その件もお願いします。

それからシークワサー協議会の総会については、規約どおりということで、20名ぐらいでやっているんですけども、総会自体は過去にも農家の人たちほとんど来るような形で、そしてその趣旨も、産業のイメージ図とかも、全てそういうふうなイメージでされているわけだから、もし規約が20名だったら規約どおりやるということと言われるんだしたら、規約を変えてから全員が集まって共通認識を持て

るようにしてもらいたいと思います。再度この件も答えてほしいと思います。

それから国頭と依頼して云々じゃなくて、国頭産業まつりも同じ日に開催、やっぱり参加する人も時間をかけてやりたいんだけど、両方あってなかなか行けないと、食べる側も両方、1カ所、人間が食べるものは決まっているんだから、販売力も落ちるんじゃないかと。また出展している人からもそういう話も聞こえます。だからその辺は相乗効果があるものも、マイナスのものもあるわけだから、その辺等を考えていただきたい。先ほど言ったように国頭は文化と一緒にあったけど、やっぱり充実してきたから分けております。そういう意味でも大宜味のほうはこの逆かと思っておりますので、その辺も踏まえて検討していただきたいと思います。

先ほどの総会の規約どおりやるんだけど、改正してでもやるのか、それと再度答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 反対のほうから答弁していきたいと思います。

まず、産地協議会の総会については、会則を変更してやったらどうかという話もありました。会則の変更は総会でしかできません。そういうことで、今吉浜議員が言っているように、改正してやるんですしたら、次年度以降になります。そういう意味で今回は会則どおり開催して、その中で必要なのかというのを議論していきたいと思います。

産業まつりについては、今まで大宜味村は第3土日、ずっとそのあたりを継続してきました。大宜味の産業まつりが賑わっているということもあって、県外からカキの販売とか、そういうものがあって、賑わっているということもあって、国頭村から同日開催をさせていただきたいという願いがありました。それで名護あたりから来る人、あるいはアイモコさんのラジオを聞いて来る人たちにとって、両村の祭りが体験できるという、そのあたりの喜びの声も上がっております。福祉まつりとのものについても、やはり一括で、一日でできるということで職員の負担、あるいは村民からもそのあたりは非常に喜ばれている声があります。そういう意味で、今後とも大宜味村は今の時期、1月の第3土日周辺、そのあたりは墓参り等もあって、村出身の那覇在住の皆さんからもそのあたりで参加できる状況もあります。そのあたりは理解していただきたいと思います。

ハウスについては議員おっしゃるとおり、何らかの検討はしていきたいと思います。そのあたりはハウスがすぐ使えるのがあるのかどうかというのも調査しながら、あとは県、協議会、補助事業を使ったりしていますので、そのあたりも含めて可能なのかどうかというのも検討をしていきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで産業振興についての質問を終わります。

次に生活基盤の整備と維持管理責任及び台風時の避難場所確保について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 質問に入る前に、③に9月30日と表示しているのを「29日」に訂正していただきたい。写真を撮ったのが30日でしたので勘違いしておりました。では、始めていきたいと思います。

生活基盤の整備と維持管理責任及び台風時の避難場所確保について。

村は、第5次総合計画で「安全・安心な豊かで住みよい村づくり」の将来像・基本目標にしている。しかし、台風、高潮などで普通河川から氾濫して、住宅や耕作地に浸水したりしている。また、村道の亀裂を放置した箇所崩落で民家に被害を与えたり、ドリフト暴走で周辺に爆音を与え迷惑で危険である。さらに台風時の避難場所に困窮している地域がある。これまでに普通河川、村道などの生活基盤の整備と維持管理について生活に支障がないように訴えてきたが、いまだに改善が見られない。また災害時の避難所の確保をどのように対処するのか次により伺います。

①昨年6月16日の台風による影響で村道田嘉里線道路の土砂崩落災害による民家の補償金や見舞金はどうなっているのか。

②村道大工又線の路上に鉋を設置し、ドリフト暴走を防止するとの説明があったが、どうなっているのか。

③昨年の9月29日の台風による影響で喜如嘉地区や津波ガジナ地区の河口閉塞による家屋や農地浸水が起こっているがどうなっているのか。

④喜如嘉腰間川中流域は、これまでに川底に堆積した土砂に昨年6月16日の台風による増水の影響で氾濫の危機に直面していましたが、今後どのような対策をとるのか。

⑤台風時における避難所として喜如嘉公民館が指定されているが、便所が避難するホールから出て用を足すので、とても危険であり、どのような対策をするのか答弁を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1番の村道田嘉里線については、地権者との話し合いの中で解決していることと判断しており、今後は復旧に向け取り組んでいるところで、補償金や見舞金については発生しないものと考えております。

2番目に、昨年11月7日に、70個の道路鉋を同地区において設置しました。しかし、暴走行為を行っている何者かに、設置していた鉋の半数以上が故意に抜き取られたことから、所管の名護署に被害届を提出し、次の対応を検討中であります。

3番目に、御質問の両地区の河口閉塞については、議員御承知のとおり浸水被害が出ております。村にしても県への要請や雨天時の見回り、砂の撤去を早急に対応できるよう努力をしているところです。

4番目、喜如嘉腰間川の対策としては、大川川の改良に伴い大川川との合流地点の河床高が深くなったことで、これまでよりは改善されたのではないかと考えています。また、通常管理により土砂等の撤去については、次年度予算の調整で検討します。

5番目につきましては、現在、村では一時緊急避難地域避難所として各区の公民館17カ所を指定させていただいています。区長の皆さんには台風時等の避難者への対応には感謝をしているところでございます。議員御指摘の施設の整備に関しましては、村としての計画はなく、次年度の防災事業として備蓄品等の充実を計画しております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番の田嘉里線の道路の土砂崩落に、災害による民家の補償金や見舞金はどうなっているかと、それは発生しないものと考えます。そして解決済みだという話でしたけれども、これまでに、9月議会、12月議会で話して、それからちょっと話していこうと思っております。村長が返答したのが田嘉里の陥没という話をしていたけれども、陥没ではなく亀裂が入っている場所、村内の村道にはこういう亀裂が入った道路がたくさんあります。その辺については管理課として常時点検しながらやっているわけですが、たまたま今回の大雨によって崩れてしまった。そして民家に与えてしまったということでもあります。もう少し早く対応できなかったかという思いをしていますけれども、実際そういうところを早目に整備しなかったということも、やはり村としてはしっかり今後対応しなければならないと感じております。これは村の管理責任を認めていると私は思っております。それから現場確認後、対応しまして、台風時などに気象における現場状況の確認、目視点検を行ってまいりました。

民間による修繕することについては、被害者と現場確認等を行い、調整しながら早急に修繕で行える方法を選択していただいたわけです。被害者に対する補償では家屋の修繕も終わっているから解決済みと考えるということをおっしゃっています。ところが私は、道路法とか自治法も9月議会、12月議会で話ししました。村長、国家賠償法があるんですが、私は今、村に瑕疵があると思っています。それは行政事務受託者である区長が前回の区長とその前の区長も、ずっと言って危険だということで対策を言ったんですけど、村長は遵守して見ている、監視ということでやっているけど、何ら対策を持っていない。そしてまた、この間喜如嘉の代議員会があったけれども、区長の報告では七滝の300メートルぐらい下流で、河川の擁壁の近くの道路でカサが半分ぐらい入るぐらい浸食されています。そうしたら擁壁が崩れるんじゃないかという、上からどンドン、大雨のときにはこの雨水がどンドン入っていきますので決壊するんじゃないかと。田嘉里のあの場所と同じように、袋小路ですので、車が通れないぐらい崩れた場合については上部に住んでいる人たちの車の往来もできなくなるような状況ですので、それで区長が言ったのは、この川沿いの道路の亀裂、でこぼこに対応したところ、担当者が現場を調査して一連で対応を行うということでの報告がありました。これはやっぱりやってしまってから、対策をとらなかったというのは、私は村の落ち度だということで、先ほど道路法とか自治法とかこの間まで言ったけど、今度、国家賠償法で、要するに1条は公権力行使に基づく賠償責任、求償権あります。そして2条に公の構造物の設置管理の瑕疵に基づく損害賠償責任の求償権、道路、河川その他の、ちょっと読み上げます。その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずると、ちゃんとうたわれております。そして3条に、賠償責任者のものもうたわれています。だからなぜ、台風が6月や9月にあって、9月にあった渡海のものは村が瑕疵があるということで支払いをしているけど、私は村が責任をとったということではなくて、責任の転嫁をしてやっているわけだから、当然、村はこの国家賠償法にのっとり、相手が請求ある云々じゃなくて、責任を負うということになっているわけです。それで行政上、あるべき姿で処理するのが当たり前じゃないですか。再度その件をお聞きしたいです。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉浜議員、この件についてはもう既に被害者も解決済みなんです。今村が工事をしているだけで。本当に村に賠償責任があるということをはっきり示して、もし、裁判で出てくるといふのであれば、それを村は受けますよ、しっかりと。そういうことです。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、工事もしていると。工事は道路の崩落の工事をしています。その道路が亀裂からその部分が崩れて、あれが先ほど言ったようにもうちょっと奥からだったら、道全部決壊しますよ。そうしたら上のほうの問題とか、先ほど喜如嘉の問題なども、来年には予算化すると。それでこの話は解決済みじゃなくて、村が責任を負う、渡海団地の駐車場については村に責任があって、過失相殺ということでやっているわけだから、村が責任を負わなければならない、負うということになっているけど、責任の転嫁じゃないですか。何で台風が違って、過去の事務受託者立ち会いのもと、危険だから直してくれと、これは行政の墮落ですよ。やらなくて、保険に入っているから保険で直しなさいというのは責任の転嫁ですよ。

（「誰も保険で直しなさいと言っていない」と呼ぶ者あり）

○ 8番（吉浜 覚） 指導したと言っているんじゃないですか…。指導は私のあれかもわからないけ

ど…。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜議員、しっかりとした質問をしてください。

○ 8番（吉浜 覚） ごめんなさい。調整しながら早急に修繕が行える方向を選択していただいたわけですと。この選択の余地はないですよと、指導という表現は訂正します。これは方法を選択いただいたわけですと。この国家賠償法では責任を負うと言っているんです。何で早急に修繕が行える方向を選択していただいたわけですと、こういうことが言えるわけですか。これは責任の転嫁です。

（「質問するんですか」と呼ぶ者あり）

○ 8番（吉浜 覚） 質問です、はい。責任の転嫁。国家賠償法にのっとって行政執行するのが当たり前で、そして早急にできる方法を選択していただいたわけですと。それが責任の転嫁です。

（「あなたの考えで」と呼ぶ者あり）

○ 8番（吉浜 覚） 何で渡海のは補償したのに、ただ過失相殺が半々だけど、こっちは同じ台風だけど、台風の、9月に起きた台風と6月に起きた台風が違うんですか。そして今言っているわけですが、区長行政事務受託も危険だと、直してほしいと、ずっと怠慢にしている、それはこっちは直接責任を負うものではないということ自体がおかしいじゃないですか。その辺、答弁お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 吉浜議員の御質問にお答えします。

まず、村道田嘉里線崩壊、台風の影響で崩壊しております。確かにそれはそういうことで崩壊したと確認はしておりますが、なおこの田嘉里線について、議員、12月の議会でも御質問をされておりますが、法面とかそういうところの管理については、村のほうかという話もあります。実際に現場については、大分前からの旧道でありまして、実際の用地の境界が道路すれすれなんです。法面のところは道路用地ではございません。民有地です。民有地において、民有地の管理状況、そういうものも完備しながら我々確認をしていきました。亀裂の話も、以前の区長等からの話も聞いております。我々としてはやはり確認をしながら、大雨のときには道路パトロールをしておりますし、そういう中でそこが即崩れるかというのをなかなか判断できなかったということで崩落が起こったのではないかと推測されます。その法面については、かなりの木々が繁茂をしておりました。そこら辺の状況からも考えて、崩れた直後、すぐに現場に行っております。現場のほうで地権者との確認を行いながら、吉浜 覚議員の指導ということは、我々は、指導はしておりません。

（「訂正しました」と呼ぶ者あり）

○ 建設環境課長（新城 寛） それと12月議会においては、やりなさいと、我々があたかもやりなさいと言ったような話を聞いているような話で質問されておりましたが、地権者並びに、すぐに民間の保険会社のほうも来ておりました。その中で、両者話し合っている中で、我々が入って行って話し合ったわけではなく、いろいろ状況を確認しながら、最善、最速でできる方法を地権者、地主のほうが行くと、その後の崩れたところにおいては我々が責任を持って修復、もとに戻しますということで、そういうことで合意に至ったということでもありますので、我々としてはその分、管理の責任は守っているんじゃないかと、私は思っております。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって発言を許しません。

（「ドリフト工事のものもありますよ」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 私語はやめてください。

以上で吉浜 覚議員の質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に村道根路銘上原線の早期復旧について。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 簡潔に行いたいと思います。

村道根路銘上原線の早期復旧について。

平成24年の、御存じのように土砂災害で根路銘上原線が現在も通行どめされております。通行どめされて早6年半となり、今年度には道路損壊箇所の工事完了となり、区民からは早期に通行したいとの強い要望があります。

また、国道沿いの矢板、この辺も安全確認できれば、見苦しい状況もありますので、撤去も含め、今後の計画について伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

長い期間通行どめの処理について、大変御迷惑をおかけしております。本事業においては、平成28年度まで社会資本総合整備事業費で行われていたことや、沖縄県の災害事業の完了が平成28年度に完了したことなどによるおくれがあり、また補助事業の少額予算措置の観点から、より予算措置が見込まれる沖縄振興交付金事業への変更により時間を有したことから長期化しております。現場におきましては、今年度に災害箇所の区間については一部完了しますが、この6年半もの時間が経過している中、道路の傷みなど、調査確認が必要と考えております。現在、確認中でありますので確認後、通行可能か判断していきたいと考えております。

また、矢板の撤去につきましても今後工事が続くことから、今しばらく現状維持でお願いしたいところです。

この事業の事業期間は平成34年度までであります。補助事業の予算配分から見まして、事業期間が延びる可能性もありますが、予算確保に向け取り組んでまいりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 安全管理に徹底するということではあります。この根路銘上原の道路は昭和7年から8年にかけて、根路銘、上原の両区民が本当に人力で荷車等の運搬用道路として完成し、農業や産業、そして上原区民にとっては生活道路として、大宜味村では多分一番最初に荷車が通る産業道路として、多大な貢献をしてきた本当に歴史ある道路であると両区民は思っていると思います。平成24年の台風により根路銘上原線の土砂被害と、そしてキンナーの道路が崩落して、マーランガーの道路も山崩れがあつて、本当にどこからも上原に上がるとなると、ダンプ道路から上がろうとしたら、ダンプ道路も実は崩れておりました。そういうことで過去にあちこち山が崩れて、生活をしている方もいるし、農業をしている方もいますので、現在ある農道を含め、村道は災害時には通行可能な道路選択が多くあることが非常に重要であると、この災害を経験して、非常に重要であると痛感しております。通行を許可する場合には、村長がさっきおっしゃいましたように、道路の亀裂とかそういう箇所が多く見られますので、安全、安心に通れるようにしっかり確認をお願いし、さらに上原から進めている道路改良工事も

できるだけ早目に仕上げ、すばらしい村道がまた復活できるように、ひとつよろしく願いして質問を終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。実は私も先日ちよつこの道路を歩いてみました。するとやっぱり、さっき答弁しましたように、大変亀裂が入っている場所とか、あるいは山手が地滑りをしている場所が相当大きい地滑りがあって、これをとらないとなかなか通行は非常に厳しいなと思っております。それをできるだけ早く措置をするように、村としても国、県の事業が大きくとれるように頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城邦彦議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時50分）

平成31年第1回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成31年3月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成31年3月13日 午前10時00分)

散 会 (平成31年3月13日 午前10時30分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼 子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		報告第3号専決処分の報告訂正の件	
2	諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	質疑 付託省略
3	同意 第1号	監査委員の選任について	質疑 付託省略
4	議案 第1号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
5	議案 第2号	村道路線の認定について	質疑 委員会付託
6	議案 第3号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	質疑 委員会付託
7	議案 第4号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	質疑 委員会付託
8	議案 第5号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑 委員会付託
9	議案 第6号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	質疑 委員会付託
10	議案 第7号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	質疑 委員会付託
11	議案 第8号	平成31年度大宜味村一般会計予算	質疑 委員会付託
12	議案 第9号	平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質疑 委員会付託
13	議案 第10号	平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
14	議案 第11号	平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
15	議案 第12号	平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質疑 委員会付託
16	議案 第13号	平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎報告第3号専決処分の報告訂正の件

- 議長（平良嗣男） 日程第1 報告第3号専決処分の報告訂正の件を議題とします。
去る3月7日、日程第23において報告いたしました、報告第3号 専決処分の報告について、村長からの訂正の申し出がありますので説明を求めます。村長。
（宮城功光村長 登壇）
- 村長（宮城功光） おはようございます。大変御迷惑をおかけいたしました。
報告訂正の件について、報告第3号 専決処分の報告について、添付しておりました大宜味村告示第2号専決処分書の告示の訂正がありましたので、報告するものでございます。
今後、このようなことが起きないように十分に精査してまいりますので、よろしく願いいたします。
- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 仲井間宗利議員。
- 3番（仲井間宗利） 確認のためにお聞きしたいと思います。
今度の人権擁護委員の候補者は、前任者の死亡によるものだと思っておりますけれども、今、慣例により、大宜味村を2つに分けて上のほうと下のほうで出しているかと思っております。今候補に上げている方は、2人いると思うんですけれども、同じ集落から出てきておりますが、それに何か、そういう思いがあるのかどうか。いつもですと、先輩たちがやっております、上と下のほうにされていると思っておりますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） お答えいたします。
今、議員のおっしゃいましたものにつきまして、今回提案しております、増田氏につきましては、平成31年3月で任期が切れる宮城健次氏が終わられるということでの提案となっております。島袋アキラ氏のほうにつきましては、急なことだったものですから、まだ次の方を選定できておらず、次回以降の議会でまた提案していきたいと思っております。よろしく願いいたします。
任期につきましては、一応、今回3月議会で上げるんですが、昨年度から改正がありまして、4月からということのものはなくなって、7月からとなっておりますので、7月から人権擁護委員としてやってもらうということでの提案となっておりますので、よろしく願いします。
- 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって諮問第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番(友寄景善) 本案に対して、反対の立場から意見を述べます。

私は、増田氏のことをよく知りません。そうですので、履歴書からの情報は重要で、その人なりを知る最も確実な方法です。そのため、審議に入る前に入念に履歴書をチェックしなければなりません。

しかし、今回提出された履歴書に目を通してみると、ごく簡単に記載され、記載漏れと思われるような空欄も目立ち、増田氏の人権擁護委員に対する誠意や熱意をほとんど感じとることができません。人権擁護委員として十分に活動していけるのか、とても不安に感じているのが正直なところです。

諮問する側の村としても最低限の書類チェックは行ってほしいと思います。議会は村長の追認機関ではありません。履歴書の記載漏れがないよう、そして提案理由もしっかりと記載し、議会へ丁寧に説明すべきです。機械的に書類を処理するのではなく、議会での議論、審議ができるように書類を整備して提出していただきたい。今議会において、なぜ増田氏を諮問しなければならないのか。その理由が書面から全く理解できず、あつけにとられております。法務大臣へはしっかりと書類を整備した上で候補者を推薦しなければならないはずです。

以上の観点から、今回は本案に反対します。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。

本件は、適任と認めると答申することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任と認めると答申することに決定しました。

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

8番 吉浜 覚議員、退場。

(8番 吉浜 覚議員 午前10時08分退場)

○ 議長(平良嗣男) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 監査委員の選任についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第1号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。

8番、入場。

(8番 吉浜 覚議員 午前10時10分入場)

◎議案第1号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第1号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第2号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第2号 村道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第3号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第3号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第4号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第4号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第4号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第5号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第5号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第5号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第6号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第6号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第6号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第7号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第7号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第7号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第8号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第8号 平成31年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番 安里重和議員。

- 9番（安里重和） 委員会の前に、2点ほど確認とっておきたいと思います。

まず、建設環境課、今回の2月1日の施策説明会の中で、村道根路銘上原線道路の整備工事、延長1,085メートルと実施内容としてなっていますが、新年度の予算では延長118メートルとなっています。どういふことなのか教えてください。

あと1点、企画観光課、コミュニティー助成事業の補助金の話ですけれども、毎年、各区250万円ずつ実質予算が組まれておりますが、実際、県から助成金をもらえるのが250万円だと私は思っているん

です。トータル的に、この予算書の中では500万円となっていますが、どういうことなのか、ひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 議員、御質疑にお答えいたしたいと思います。

当初予算の説明資料の中で、村道根路銘上原線道路改良工事118メートルとなっております。施策説明会のほうで行った延長については、この根路銘上原線の全延長を記載しておりますので、1,085メートルについては根路銘上原線の全長ということで御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） お答えします。

コミュニティー事業は、説明資料の17ページをまずごらんいただきたいと思います。歳入のほうからの説明で見ていただきたいんですが、よろしいでしょうか。20款5項3目、37細節のコミュニティー助成金500万円と掲載させていただいております。

こちらは、今回は白浜区と田嘉里区ということで、音響セットを主にとということで要望しているところでございます。こちらにつきましては、議員から御指摘があったように250万円が上限の枠となっておりますが、県の担当部署と調整しておりますけれども、例えば全体枠がありまして、県内全体の全体枠の中で配分が決定されていきます。

その中で、基本的には市町村に250万円になるんですけども、配分が足りない場合、余った場合はこちらのほうに回しますというような調整が入っておりますので、基本的には250万円ですが、その際には回ってくるということで、予算のほうは計上させてもらって、歳入も歳出のほうも同額になっておりますので、最終的に助成ができた段階で、補正でまた減をしたりということで、対応していくということになっております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第9号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第9号 平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第10号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第10号 平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題
とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第10号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第11号 平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議
題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第11号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第12号 平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第12号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第13号 平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時24分)

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時29分)

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に宮城良治議員、副委員長に仲井間宗利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦勞さまでした。

(午前10時30分)

平成31年第1回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成31年3月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成31年3月15日 午後0時10分)

散 会 (平成31年3月15日 午後0時19分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 大 城 邦 彦

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 宮 城 貢

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 友 寄 景 善

9 番議員 安 里 重 和

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第 3 号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第 4 号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第 5 号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第 6 号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第 7 号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 0時10分）

◎議案第3号～議案第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第3号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）、日程第2 議案第4号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第3 議案第5号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第4 議案第6号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第5 議案第7号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 2 3 号

平成31年3月15日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮 城 良 治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第3号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）	原案可決 全会一致
議案第4号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第5号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第6号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第7号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致

（宮城良治予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（宮城良治） ただいま議題となりました議案第3号から議案第7号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査を行いました。

議案第3号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）の主な内容は、実績に伴う補正で、119,445千円の減額補正であります。13件の事業等の繰越明許費、10件の事業等の地方債限度額の補正となっております。

議案第4号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第5号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、2件の事業等の繰越明許費となっております。

議案第6号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び

議案第7号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件については、実績等による補正であります。

議案第3号から議案第7号の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第3号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 0時19分)

平成31年第1回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成31年3月22日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成31年3月22日 午後2時00分)

閉 会 (平成31年3月22日 午後3時25分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼
子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第1号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第2号	村道路線の認定について	委員長報告 質疑～表決
3	議案第8号	平成31年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案第9号	平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案第10号	平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案第11号	平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案第12号	平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
8	議案第13号	平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
9	陳情第3号	委員会の閉会中の継続審査の件 (安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書)	継 続 審 査
10	陳情第1号	消費税率10%への引き上げ中止を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
11	陳情第2号	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
12	陳情第4号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
13	陳情第5号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
14	意見案第1号	消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書	提案説明 付託省略
15	意見案第2号	全国知事会「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書	提案説明 付託省略
16	意見案第3号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	提案説明 付託省略
17	意見案第4号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書	提案説明 付託省略
18	意見案第5号	県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書	提案説明 付託省略

日程番号	事件番号	件名	摘要
19		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第1号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例及び日程第2 議案第2号 村道路線の認定についての2件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 2 5 号

平成31年3月22日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第1号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第2号	村道路線の認定について	原案可決 全会一致

（宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第1号及び議案第2号の2件について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、及び建設環境課長の出席を求め、3月18日午前10時から行いました。

まず、議案第1号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、報告します。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、第3条第3号中に文言の追加、同条第4条中の文言を改め、第4条第2号中の文言の追加、同条第3号中の文言の追加及び技術士法施行規則の一

部を改正する省令の施行に伴う第3条第7号の文言の削除を行う改正であります。

次に、議案第2号 村道路線の認定について報告します。

本路線は、大保ダムに隣接する大宜味村字田港南風原1357番地188を起点とし、終点となる農道大工又2号線を結ぶ道路で、以前は大保ダム建設時に材料仮置きヤードへの進入路として使用されておりました。平成18年10月26日付で北部ダム事務所と締結した「大保ダム建設に伴う材料仮置きに関する確認書」第3条2において、仮置きヤードへ進入路の用途廃止後は村へ引き渡すこととされており、村道認定を行うことで大保ダムと長寿と癒やしの森構想地域である押川地域を結ぶことで、地域の活性化や観光振興、防災の観点からも主要な道路として、路線名大保ダム線延長L=1,100.82m 幅員W=7.0mを整備するものであります。

議案第1号及び議案第2号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第1号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第1号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第2号 村道路線の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 村道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第2号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第13号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第8号 平成31年度大宜味村一般会計予算、日程第4 議案第9号 平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第10号 平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第6 議案第11号 平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算、日程第7 議案第12号 平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算及び日程第8 議案第13号 平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 2 7 号

平成31年3月22日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮 城 良 治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第8号	平成31年度大宜味村一般会計予算	原案可決 全会一致
議案第9号	平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第10号	平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第11号	平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第12号	平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第13号	平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致

（宮城良治予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（宮城良治） ただいま議題となりました議案第8号から議案第13号ま

での6件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を、一括して報告いたします。

本委員会は、村長、教育長、副村長及び関係課長等の出席を求め、19日及び20日の2日間にわたって審査を行いました。

議案第8号 平成31年度大宜味村一般会計予算は、総額43億1,319万9千円で、主に、認定こども園整備事業などによるもので、対前年度2億5,605万9千円減額の、5.6%の減となっております。減額の主な要因としまして、やんばるの森ビジターセンター建設によるものです。

議案第9号 平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額4億9,997万円で、対前年度457万4千円減額の、0.9%の減となっております。

議案第10号 平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、総額1億6,088万1千円で、対前年度297万9千円増額の1.9%の増となっております。

議案第11号 平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、総額3,680万4千円で、対前年度315万3千円減額の7.9%の減となっております。

議案第12号 平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額3,324万7千円で、対前年度129万4千円減額の3.7%の減となっております。

議案第13号 平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、収益的収入487万3千円、収益的支出344万3千円となっており、前年度並みであります。収入と支出の差額、143万円は長期前受金戻入の額となっております。

さらに、資本的収入5千円、支出5千円は費目存置の積み上げによるものとなっております。

なお、工業用水道事業会計予算を除く、5会計の予算総額は、50億4,410万1千円で、対前年度2億6,210万1千円増額の4.9%の増となっております。

議案第8号から議案第13号の6件については、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第8号 平成31年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成31年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を

行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成31年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号 平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成31年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

○ 議長(平良嗣男) 日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

大 議 第 2 6 号

平成31年3月22日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定

により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
3	平成31年 2月7日	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書	継続審査	—	—

お諮りします。陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書については、継続審査とすることに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書については、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

◎陳情第1号、陳情第2号、陳情第4号及び陳情第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第10 陳情第1号 消費税率10%への引き上げ中止を求める陳情書、日程第11 陳情第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情、日程第12 陳情第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情及び日程第13 陳情第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情の4件を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第26号

平成31年3月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安里重和

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
1	平成31年 1月15日	消費税率10%への引き上げ中止を求める陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
2	平成31年 1月22日	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
4	平成31年 2月7日	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置
5	平成31年 2月7日	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(安里重和) ただいま議題となりました陳情第1号、陳情第2号、陳情第4号及び陳情第5号について、3月18日午後1時30分から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第1号、陳情第2号、陳情第4号及び陳情第5号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第1号 消費税率10%への引き上げ中止を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号 消費税率10%への引き上げ中止を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第1号は、採択することに決定しました。

これから陳情第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって陳情第2号は、採択することに決定しました。

これから陳情第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第4号は、採択することに決定しました。

これから陳情第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第5号は、採択することに決定しました。

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 全員発議により提出されました意見案第1号 消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。2番 宮城良治議員。

（2番 宮城良治議員 登壇）

○ 2番（宮城良治） 意見案第1号 消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城良治 仲井間宗利 大城佐一 友寄景善 大山美佐子 大城邦彦 吉浜 覚 宮城 貢

賛成者 安里重和

提案理由 沖縄県は、生活保護世帯が2万8,306世帯（2017年）と過去最多となり、人口比では全国4番目の高さである。さらに全国最下位の県民所得という厳しい環境の中で、消費税が増税されると県経済と県民生活に重大な影響を及ぼすため。

消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書

政府は、本年10月1日から消費税率を10%へ引き上げる動きである。

総務省家計調査では、2014年4月の消費税8%増税前との比較で、2人以上世帯の消費支出は年間21万円減少し、労働者の実質賃金も年間18万円減少している。受取年金も毎年のように縮減され、国保や介護保険料など社会保障費も毎年のように高騰を続けている。

日銀の調査では、全国の35%の世帯が「貯蓄なし」の状況であり、消費税増税が実施されると家計負担が、新たに2兆2千億円増えるとの試算結果を公表している。こうした下での消費税引き上げは、景気を悪化させ、国民生活に大きな打撃を与えることになる。

沖縄県の試算（2013年）では、消費税率が10%になると4人世帯で年間平均34万6千円の消費税負担になると言われている。特に本県は、生活保護世帯が2万8,306世帯（2017年）と過去最多となり、人口比では全国4番目の高さである。さらに全国最下位の県民所得という厳しい環境の中で、消費税が増税されると県経済と県民生活に重大な影響を及ぼす。加えて税率引き上げと同時に実施が予定されている「軽減税率」には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞は、8%に据え置くというものだが、製造コストや輸送コストは当然10%になり、商品の値段は確実に値上がりする。すでに昨年中から、食料品や新聞各社など大手企業の値上げが始まっている。また、食料品の販売方法による8%と10%の区分整理や請求・領収実務、レジ対策など、過大な実務負担が加わることになる。

日本国憲法は、応能負担原則に則った税制の確立を政府に要請している。そもそも消費税は、低所得者に負担が重い不公平な税金と言われ、社会保障財源としてはふさわしくない。税金の使い方を国民の暮らし、福祉優先に切り替え、法人税率の見直しや大企業・大資産家に応分の負担を求める方向で、財政再建を考える必要がある。

よって、政府においては、10月1日からの消費税率の10%への引き上げを中止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣
以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号 消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 大城邦彦議員外6名により提出されました意見案第2号 全国知事会「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 意見案第2号 全国知事会「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年 3月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 吉浜 覚 宮城良治 仲井間宗利 友寄景善 大山美佐子 大城邦彦

賛成者 安里重和

提案理由 辺野古の埋め立ての賛否が問われた県民投票で、反対が7割超となったにもかかわらず、

国は、その民意を無視し工事を強行に進めている。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定であるため。

全国知事会「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

平成31年2月24日、辺野古の埋め立ての賛否が問われた県民投票で、反対が7割超となったにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方（補足版）第二条1項（資料1）に「米軍は、我が国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている・・・わが国が米軍の提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとっても意味のある提言（資料2）を発表した。

そこで大宜味村議会は、国に対し下記のことを強く要請する。

記

1. 日米地位協定の見直しをすること。
2. 国は地方自治の権限を保証すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時38分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午後 2時40分）

○ 議長（平良嗣男） 先ほど日程第15で、提案者を「大城邦彦」と申しましたが、訂正して「吉浜覚」でございます。以上、上程を訂正しておわび申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって意見案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 全国知事会「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって意見案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第16 全員発議により提出されました意見案第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 大城邦彦議員。

(6番 大城邦彦議員 登壇)

○ 6番(大城邦彦) 意見案第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 大城邦彦 大城佐一 友寄景善 大山美佐子 吉浜 覚 宮城 貢 仲井間宗利 宮城良治

賛成者 安里重和

提案理由 介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現のため。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全労連が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」(2014年)では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約10万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」(44.7%)、「仕事が忙しすぎる」(36.9%)、「体力が続かない」(30.1%)となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くへのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実が事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について要望

する。

記

1. 介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 全員発議により提出されました意見案第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。3番 仲井間宗利議員。

（3番 仲井間宗利議員 登壇）

○ 3番（仲井間宗利） 意見案第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年 3月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 仲井間宗利 大城佐一 宮城良治 友寄景善 大山美佐子 大城邦彦 吉浜 寛 宮城 貢

賛成者 安里重和

提案理由 看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため。

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算しました。しかし医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医労連が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」（全国の看護職員3万3千人の集計）では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がかつい」47.7%、次いで「賃金が安い」36.6%と言う結果になっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因のひとつには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘できます。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記事項について要望する。

記

1. 看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

以上であります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 大山美佐子議員外2名により提出されました意見案第5号 県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。5番 大山美佐子議員。

（5番 大山美佐子議員 登壇）

○ 5番（大山美佐子） ただいま議題となりました意見案について提案します。

意見案第5号 県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 大山美佐子 友寄景善

賛成者 吉浜 覚

提案理由 政府による沖縄県民の民意を否定し、地方自治、民主主義、ひいては日本国憲法をも否定するような二重三重の暴挙に断固として抗議するとともに、本村議会は、県民投票の結果を受け民意を強く要求するため。

県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書

去る2月24日、「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」が県内全ての市町村で実施された。県民投票は、地方自治法第74条の規定に基づき9万2848筆に及ぶ県民の直接請求により実施されたもので、米軍基地建設のための辺野古沿岸部の埋め立てに、「賛成」、「反対」、「どちらでもない」の選択肢から1つを選択する方法で行われた。

投票の結果は、投票資格者115万3600人のうち、52.48%に当たる60万5396人が投票し、「反対」43万4273票（71.7%）、「賛成」11万4933票（19.0%）、「どちらでもない」、5万2682票（8.7%）と

なった。本村でも、投票資格者2638人のうち、58.04%に当たる1531人が投票し、「反対」1220票（79.7%）、「賛成」195票（12.7%）、「どちらでもない」、103票（6.7%）となった。

沖縄県民はこれまでも知事選挙などで何度も辺野古沿岸部を埋め立てる新たな米軍基地建設に反対する民意を示してきたが、政府は、「選挙にはさまざまな争点や民意がある」と言って県民の民意を無視して工事を強行してきた。しかし、今回の県民投票の結果は、投票者の71.7%の県民が、米軍基地建設のための辺野古沿岸部の埋め立てに反対する揺るぎない民意を示したものであり、その民意を否定することはもはや許されるものではない。

県民投票条例第10条では、知事はこの投票結果を尊重するとともに、内閣総理大臣とアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに通知することが定められている。地方自治法に基づく直接請求により実施された今回の県民投票の結果を尊重し、その結果に従うことは民主主義国家であるならば当然の姿である。

しかしながら、日本政府は、この県民投票で埋め立て反対の民意が示されたにもかかわらず、翌日も工事を強行し、3月4日には新たな護岸の工事に着工した。また、3月5日の国会で防衛大臣は、「あらかじめ事業について継続すると決めていた。安倍晋三首相への報告は逐次行い、了解をいただいていた」と答弁し、県民投票の結果にかかわらず事前に工事を続行する方針を決めていたことを明らかにした。これは、強権と圧政で県民を支配した米軍占領下で、キャラウェイ高等弁務官が「自治は神話なり」と発言したことと同様に、沖縄県民には地方自治も民主主義も適用されないと断言しているに等しいものであり、断じて容認できるものではない。政府による沖縄県民の民意を否定し、地方自治、民主主義、ひいては日本国憲法をも否定するような二重三重の暴挙に断固として抗議するとともに、本村議会は、県民投票の結果を受け下記の事項を強く要求する。

記

1 米軍基地建設のための辺野古沿岸部の埋め立てに反対する民意が示された県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念すること。

2 普天間飛行場の5年以内の運用停止の約束期限は既に過ぎており、直ちに普天間飛行場を運用停止し、閉鎖・撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、（沖縄基地負担軽減担当）沖縄及び北方対策担当大臣

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第5号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第5号について討論を行います。討論ありませんか。1番 大城佐一議員。

（1番 大城佐一議員 登壇）

○ 1番（大城佐一） 私は、意見案第5号について、反対の立場で討論を行います。

去る2月25日の新聞報道で、県民投票の結果が基地反対が72%と大きく報道されていますが、確かにこの72%という数字だけを見ると、尊重しなければならない数字に見えますが、あたかも沖縄県民の72%が反対しているように見えます。この72%の数字を詳細に分析してみると、沖縄県の有権者が115万3,591名、投票しに行った人が60万5,394名、投票に行かなかった人が54万8,197名、要するに有権者に対する反対者の割合は37.63%であります。有権者に対する、賛成、どちらでもない、投票に行かなかった人の割合が62.04%となっております。

具体的にわかりやすく説明すると、沖縄県の有権者が100名とした場合、反対者は37名であり、残りの63名は賛成かどちらでもない、投票に行かなかった人たちです。反対者の37名のうち、みずからの意思で投票した人は実際に何名いたのか。そして投票に行かなかった人の中には、賛成の方が多数いることは御承知のとおりと思います。

以上のように、ただ数字だけの72%で判断するには無理があり、またこの意見書の提出がおととい3月20日であり、きのう3月21日、きょうの3月22日、午前中は休会であり、午後2時からの本会議にはこの提出が急であり、十分に議論する時間的余裕もなかったことから賛成に同意することができません。

今後は、急な提出だけではなく、議員各位が十分に議論の持てる時間的余裕を持って提出してもらいたい。

以上のことから、議員各位の賛同を願い、反対の討論といたします。どうかよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に賛成者の討論を行います。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 私は、県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋め立てを直ちに中止し、新たな米軍基地を断念することを求める意見書について、賛成の立場で討論を行います。

去る2月24日、辺野古米軍基地のための埋め立ての賛否を問う県民投票が県内全ての市町村で実施されました。県民投票は、地方自治法第74条の規定に基づき、9万2,848筆に及ぶ県民の直請求により実施されたもので、米軍基地建設のための辺野古沿岸部の埋め立てに「反対」43万4,273票、投票総数の71.7%、本村でも「反対」1,220票、投票総数の79.7%となっております。

これまでに県や本村では2013年1月28日に県議会、全市町村長、全市町村議会などの連名で内閣総理大臣に米軍普天間基地を閉鎖撤去し、県内移設を断念することや、オスプレイ配備を直ちに撤回することなどの内容を記載した建白書を県民総意の米軍基地から負担軽減を執行するようにと提出しています。

2017年12月に、本村は「憲法9条の碑」を建立し、内外的に平和を希求することを発信しております。

やんばるの森は自然豊かで多様性に富んでいて、県民の命の水がめとなっており、とてもデリケートで貴重なゾーンであります。また、自然を生かした平和産業である観光産業も振興しております。

また、辺野古新基地には軟弱地盤、活断層、高さ制限などの問題もあり、それから滑走路が1,800

メートル、現在、普天間基地の2,800メートルにかなり短く、稲田前防衛大臣は辺野古新基地が建設されても、普天間基地は返還されないと声明しております。

そういうことなどから、今回、憲法法律や県条例に基づき米軍普天間基地飛行場の移設に伴う辺野古沿岸部埋立ての賛否を問う県民投票が執行され、反対の民意が示され、政府は県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地を断念することを求めたものです。

したがって、本意見書は県民投票の結果を尊重した意見書であります。また、村民や県民の命と暮らしを守るためにも賛成するのに値します。どうか、本意見書に対して各議員の賛成を求め、討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 次に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから意見案第5号 県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○ 議長（平良嗣男） 起立少数です。

したがって意見案第5号は、否決されました。

◎議員派遣の件

○ 議長（平良嗣男） 日程第19 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成31年3月22日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研 修 名	派遣人員
4月	沖縄振興拡大会議	1名（議長）
5月	北部市町村議長会定例総会（東村） 常任委員長・副委員長実務研修会（那覇市） 北部議長会先進地行政視察研修（香港）	1名（議長） 8名 1名（議長）
7月	北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 （宜野座村）	全議員
8月	県町村正副議長・正副委員長研修会 北部市町村議長会定例総会（伊平屋村）	7名 1名（議長）
10月	県町村議会議長会定例総会（那覇市） 県町村議会議員、職員研修会（那覇市） 北部三村議会連絡協議会研修会（大宜味村） 西会津町・小笠原村行政視察研修 （福島県・東京都）	1名（議長） 全議員 全議員 全議員
11月	町村議会議長全国大会（東京都） 八重山一心会総会	1名（議長） 1名（議長）
12月	北部市町村議長会定例総会（国頭村）	1名（議長）
2020年2月	県町村議会議長会定期総会 県町村議会議員、職員研修会	1名（議長） 全議員
3月	北部市町村議長会定例総会（北部会館）	1名（議長）

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員